

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (2 4 . 3 定)			
日 時	平成 2 4 年 9 月 1 4 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 8 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	秋元委員長、佐々木（秩）副委員長、成田・川畑・高橋・酒井・ 上野・中島・山田各委員		
説 明 員	教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・生活環境・医療保険・ 福祉・建設・教育・病院局経営管理各部長、総務部・水道局・ 教育部・保健所各参事、保健所長、会計管理者、消防長、 選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;"> 書 記 記録担当 </div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、成田委員、上野委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が高橋委員に、吹田委員が成田委員に、新谷委員が川畑委員に、前田委員が上野委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽、共産党の順といたします。

それでは質問に入ります。

自民党。

○酒井委員

それでは、2点ほど質問させていただきます。

◎携10運動について

まず、携10運動について代表質問でも質問させていただきましたが、その内容をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

教育委員会から、携帯電話を夜10時以降に利用しないように各家庭において指導を推進する運動として携10運動が打ち出されておりますが、まず市内の浸透ぐあいなどはどのように認識されているか、お聞かせいただけますか。

○（教育）指導室中島主幹

携10運動は、5月16日に保護者等に文書を配付させていただいているところでございますが、先日の市PTA連合会の代表者研修会でも話をさせていただいたのですけれども、その報告書を見ると、携10運動については知っているが、あまり実感が無いという保護者の声もありましたので、まだなかなか全体に浸透しているというふうにはとらえておりません。

○酒井委員

携帯電話の使用については、例えば子供たちの安全を守るためとか、連絡をとるためとか、各家庭においてさまざま事情があるかと思えます。持たせる、持たせないということは各家庭において判断されるということになるわけですが、持たせるのが悪いとか、持たせないほうが良いということが問題ではなくて、持たせない理由や持たせたときのルールというのも本来各家庭にあるわけです。そのルールの一環として打ち出されたのが、携10運動ということで私は認識しているのですが、その辺についてはどうでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

携10運動のねらいは、委員がおっしゃるとおりでございます。

情報モラル教育との関連ということで、情報モラル教育は情報社会を生き抜き健全に発展していく上で情報手段をいかにうまく、賢く使っていく、そのための判断力と心構えを身につける、そういうふうになっております。その部分と今回の携10運動というのは少しリンクする部分があります。その部分での混乱というか、そういう部分はあるかというふうに感じております。

○酒井委員

情報モラルの部分も絡んでくるということで進めているかと思えます。

なぜ、夜10時以降に携帯電話を持たせないようにするかというのは、今おっしゃったように情報化社会でネット上の犯罪ですとか、携帯電話を夜遅くまでいじっていて寝不足になるとか、いろいろ意味合いがあるかと思えます

が、一番のねらいとしては、やはり規則正しい生活習慣を身につける、生活サイクルを狂わせないことにあるかと思ひます。もつという、このことが学力向上の第一歩につながると思ひますが、この辺についてはどうでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

委員のおっしゃるとおりでございまして、この携10運動のねらいというのは、やはり昨年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙による家での携帯の使用について、毎日している、ほぼしているという率が非常に高かったということ、それから、家庭学習を家で全くしないという率も高かったという現状を踏まえまして、家庭での生活習慣の改善、改善することによって学力向上にもつなげていくと、そういうねらいで進めた運動でございまして。

○酒井委員

携10運動という言葉だけを聞くと、携帯電話を10時以降に持たせないということだけが結構伝わっていて、その目的というか、先ほどおっしゃっていただいたようなことがなかなか伝わっていないように感じております。事あるごとに学校や保護者に向けて発信していくということなのですが、この運動の一番の目的は先ほどもおっしゃっていただいたように、規則正しい生活習慣を身につけること、生活サイクルを狂わせないこと、取組ということなのですが、このことをきちんと伝えるようにしていただきたいと思ひますが、この辺について何かあればお答え願ひます。

○（教育）指導室中島主幹

先日も研修会で話させていただきましたが、そのような研修会や、各学校の校長に対する働きかけも含めて、そのねらいも含めて、まさしくそのことをしっかりと浸透していくように努めてまいりたいと思っております。

○酒井委員

昨日夕方のニュースで、古平町で行われた小学生の合同合宿というのをやっていました。この一番の目的というのが、やはり生活習慣の改善ということで、この合宿の後、学力も向上していったというような事例もありました。学校が終わって3時半ぐらいですか、そこから合同合宿場に行って、子供たちが何人か集まってそこで食事をしたり、読書をしたり、9時半ぐらいには寝て、朝起きて、御飯を食べて、またそこから学校に行くということをやられたようなのですが、なかなか小樽においては合同合宿というのは難しいかもしれませんが、携10運動を通して、こういうことがきちんと理解されれば、生活習慣の改善にもつながる運動だと私は思っていますので、きちんと目的を保護者の方、学校の方に伝えていただいて、理解を深めていただきたいと思ひます。これは答弁は要りませんので、要望として挙げます。

◎音読カードについて

次に、音読カードについて、これも確認をさせていただきたいと思ひます。

こちらも学力向上に向けての取組の一環として、教育委員会が取組を進めております。現状についてなのですが、全校児童・生徒がほぼ毎日取り組んでいるという学校が約4割、それから一部の児童・生徒がほぼ取り組んでいるという学校が6割ということで、代表質問の答弁もいただいておりますが、この一部の生徒が取り組んでいるという部分についてももう少しわかりやすい数字ですとか、言葉で表現していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

これは各学校での家庭学習の取組の一環としてされていることとございまして。従来、この音読カードを配付する前から、全校的に音読は毎日するものだというふうに取り組んでいる学校もございまして。また、音読を子供たちの実態や力量などに応じて各学年で取り組んだり、それから何クラスもある場合には各クラスで取り組んだりということの取組になっているととらえていただければと思ひます。

○酒井委員

この音読カードにおいても、家庭学習は音読からということで音読カードを配付されました。学校でも家庭でも音読をまずしましょうというのがねらいだと思いますけれども、音読の練習は保護者の方々からしてみると、音読の練習は家庭でしてくださいというような形で結構伝わっているようなのです。学校でもきちんとやっているのですが、学校でもやって、家庭でもやってというのが、一番のねらいかとは思いますが、なかなかこれもうまく伝わっていないようで、目的が何かぼやけているような感じで伝わっていると思いますので、この辺の伝え方について工夫していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○（教育）指導室中島主幹

特に、国語の学習などにおきましては、「話す・聞く」「書く」「読む」など3領域1事項をバランスよく指導することになっています。その指導をする際に、教室では必ず音読という活動は取り入れられております。その活動は取り入れられているものの、もちろん小学校では45分の中に子供一人一人が読む時間というのは限られてございます。それから、その部分だけで子供の言語能力の育成というのは図られない。それに家庭学習を加えることでさらに強化をしていくと、そういうねらいを持ってお願いしているところなのですが、やはりそういう誤解を招く、学校の勉強を家庭に押しつけているのではないかという誤解を招いているところがあるということですので、それについてはしっかりと今後指導してまいりたいと思っております。

○酒井委員

携10運動にしても、生活習慣の改善、それから家庭学習を身につけるという意味では音読カードということで、これも習慣の一つだと思います。私の認識としては、携10運動とこの音読カードというのがワンセットで進んでいかなければいけないのかなというふうに感じております。

音読カードに関しては、例えば使い方一つで、点検の仕方一つで単なるカードが学力向上の魔法のカードに変わる可能性も秘めていますので、うまく使っていただいで進めていただきたい。

あと、先ほどから何回も言っていますけれども、伝わり方がなかなかうまく伝わっていないような状況があります。携10運動に関しては、10時、なぜそうなのかという部分をしっかりと伝えていただく。音読カードに関しても学校でもやっていて、なおかつ家庭でもという部分をしっかりと伝えていただきたいと思っておりますので、その辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。答弁は要りません。

それとあともう一つ、これも要望なので答弁は要らないのですが、家庭学習において、音読カードというものがありますけれども、家庭学習において、子供たちの自主学習において、何を勉強すればいいかわからないという子供も結構いるように聞いております。それで、例えば希望者だけに自主学習の補助になるようなプリントなどを用意して、子供たちに配っていただければ、自主学習の補助になるのかなと。どこを、何を勉強すればいいのかという助けになるのかと思ひますので、進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○上野委員

◎合同墓について

まず、合同墓について質問させていただきます。本年第1回定例会の予算特別委員会でいろいろ議論があったと思うのですが、第1回定例会の中では民間の方々といろいろ協議をして進めていくような話になっていたと思うのですが、その後、民間有識者の方々とかこういうような検討会が開催されたのかどうか、まずお聞きしたいと思ひます。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓についてのお尋ねであります。初めに、平成24年第1回定例会において自民党の濱本議員から関係する団体への説明が不足しているということで御指摘を受けて、その後、関係する仏教団体、それからキリスト教関係

団体、主な団体としてこちらの団体に説明に上がりました。

説明に上がっている中、仏教関係の団体から懇談会を開催してほしい、というのは、仏教に携わる者の立場で述べる場と、それから他の宗教に関係する団体に意見をお聞きしたいということで懇談会を2回開催いたしました。この懇談会の参加メンバーにつきましては、仏教関係の団体、それからキリスト教2団体、そのほかには神社関係の団体、さらに葬送を考える会のメンバー、あと最後に北しりべし成年後見センターの代表者にも参加していただき、計6名の参加者で懇談をしたところであります。

その懇談会の中で議論された内容について説明いたしますと、まず主な内容ですが、お墓は宗教施設であるため、現在建設中の合同墓という名称を碑や塚に改正するべきではないか。それから、万霊塔があるにもかかわらず、合同墓を設置し利用させることは、お墓に対する、お骨に対する差別・区別であると、こういった意見が出されました。さらに、そのほかには、万霊塔と合同墓を一体化したらどうか。また建設的な意見といたしましては、市民はこういう施設があるととても安心する、ぜひつくってほしいという、そういう参加者の御意見もありました。また、さらに民間委託するという、一部民間委託することなのですが、それについても5,000円の使用料で経営は成り立つのかと、全部を委託するようなイメージでとらえられまして、こういう質問があったり、またそのほかにはお花、ろうそくなど、宗教的儀式に使用するものは、使用者の判断に任せるべきではないかと、こういった議論がされたところでございます。

○上野委員

そのように懇談会が行われたということで、宗門だけでなく、各宗教団体だけでなく、一般、そういう北しりべし成年後見センターなどからいろいろな意見が出たということでしたけれども、懇談会の総意としてどういうことが要望されたのか、そこを1点お聞きしたいと思います。

○（生活環境）戸籍住民課長

懇談会の総意の関係につきましては、やはり万霊塔と合同墓についての意見が相当協議されたと思います。そういった中で、今後、万霊塔と合同墓を一つにするということを含めまして、何とか検討してほしいという御意見もありましたが、最終的には懇談会のまとめといたしましては、合同墓の設置はやむを得ないと。また、工事も進んでいるという状況の中、やむを得ないとし、今後、合同墓を使用する市民の方々からいただく御意見、それから御要望等を踏まえて、そこで、万霊塔、合同墓のことも含めて改善すべき点があれば、今後市としても検討するというので、会を閉じたという状況でございます。

○上野委員

今の御答弁を伺いますと、合同墓に関しては、皆さん方同意ということで、建設をしていくということですね。その点に関して、今、合同墓が建設されていると思うのですが、運用の大きなめどはありましたけれども、具体的にどのぐらいの日にちから、年内中だったと思うのですけれども、運用されていくのかという点をお聞きします。

○（生活環境）戸籍住民課長

合同墓の運用の関係でございますが、まず広報おたる10月号で市民に周知いたします。その中には受付から申請、許可の流れ等を説明させていただいておりますが、まず新たな事業ということで、合同墓の設置を待ち望んでいる市民が多くいらっしゃると思います。それで、当初の受付時に多くの申請が見込まれ、そういった中では、調整が必要だというふうに考えており、合同墓への埋葬、納骨については、10月下旬から行いたいと考えております。申請については、こういった状況を踏まえまして、市のほうも混乱を避けるために10月から仮申請という形で受付をしまして、そういった中で10月下旬、本来、金曜日ということで設定しておりますが、申請者の声を聞きながら、金曜日に限らず、できるだけ対応したいと考えております。

○上野委員

では、10月から仮申請で10月下旬から運用していくというような形で具体的に合同墓は動いていくということな

のですが、先ほどの懇談会の総意の意見として、これは第 1 回定例会でも出たのですけれども、万霊塔という今まではあるものと、今度は合同墓ということで、二つできるわけではありますが、それに対して今後統一していくような方向性も考えてほしいという意見が出たということだったので、市として今後それを考えていきながら、また何かの検討会等を開いていく可能性があるのでしょうか。それとも、これはこれとしてここでひとつ区切りとしてしまって、今後、近々には考えることはないという形になるのでしょうか、お聞かせください。

○（生活環境）戸籍住民課長

万霊塔と合同墓については、関係団体と協議する中、常に協議された案件でございます。市といたしましては、やはり繰り返しになりますが、合同墓と万霊塔のそれぞれの地方自治法上の性格がありますので、それらに基づいて、合同墓は市民が使用料を納めて使用する公の施設、公共施設、万霊塔につきましては行政サイドが専ら利用する施設、公用財産という、この位置づけの中、進めてまいりたいというふうに考えております。

また、今後10月から仮受付を行い、市民の方に利用していただいた中、市民の方からいろいろな御意見が寄せられるかと思えます。そういった御意見を踏まえながら、市として委員がおっしゃるような懇談会の開催について必要があれば、開催しなければならないというふうに考えております。

○上野委員

ということは、端的に、今のところは今後の検討会等を開く予定はないという認識でよろしいでしょうか。

これも第 1 回定例会のときに出たと思うのですけれども、そもそも合同墓を最初から行っている札幌市が、最初から始めた根拠というか、現実には万霊塔のように行旅不明人というのでしょうか、その方を入れていたところに、現在は御遺骨を合同墓と同じような役割を持たせて一つでやっているという事例があるわけです。先ほど課長がおっしゃったように、地方自治法上、法律上違うというのであれば、札幌市ではなぜそれが行われるのか、小樽市はなぜ違うのか、その辺は懇談会の中でも上がっていた内容ですので、明確にその違いというものを、もしお答えがここでできるのなら、していただきたいと思うのですけれども。

○（生活環境）戸籍住民課長

懇談会の中では、委員がおっしゃるような御意見もたくさんいただいたのですが、やはり私どもも札幌市にも確認いたしました。条例のつくりですとか、その辺も私が確認しながら、どういった考え方でしているのかということ伺ったところ、たまたまあまり詳しくない担当者だったもので、その辺は明快にお答えは受けなかったのですが、札幌市のその解釈の仕方、今後、改めて小樽市としてもどういう整理の中進めているのか、確認したいと思えます。

また、蛇足になりますけれども、今この合同墓について道内の 5 都市でも設置を検討しております。その 5 都市の担当者に確認したところ、やはり万霊塔的な施設と合同墓とは別にするというお話も伺っており、それら他都市の状況も踏まえながら整理してまいりたいというふうに考えております。

○上野委員

他都市がいろいろこれから合同墓をつくるということで、小樽はある意味、先進事例となるわけでございますので、いろいろな諸問題等まだあるとは思いますが、今後、他都市に対して範となるような合同墓のあり方というものをぜひとも進めていっていただきたいと思えます。

◎空き家対策について

次に、空き家対策に対してお聞きします。

空き家対策については、第 2 回定例会で私が代表質問をさせていただきまして、条例化に向けて今後志総合振興局などと廃屋・空き家対策検討会が開かれていて、その検討会の進捗状況を踏まえながら検討していくという答弁だったと思うのですが、この検討会の議事録をホームページで見ますと、2 月までの議事録しかないのですが、その後どのような形で進んでいるか、その進捗状況をまず 1 点お聞かせください。

○（建設）まちづくり推進課長

この後志の廃屋・空き家対策検討会ですが、今年度は検討会議 3 回、それからモデル条例を検討しようということで、そのほかにワーキングを 3 回やることになっております。計 6 回。そのうち、7 月には検討会議 1 回、それから 8 月にはワーキング 1 回、そういったことでモデル条例の案を今検討中であります。

○上野委員

この検討会は大体いつごろまで行われるような、いつごろめどをつけるような予定になっているのでしょうか。

○（建設）まちづくり推進課長

検討会は来年の 1 月ころをめどに開催をしていくということになっております。

○上野委員

では、その検討会の進みぐあいによって、小樽の条例化等も進んでいくかと思えます。

条例化ではないのですが、現実の空き家対策として条例化を待たずに、いろいろやるべきこともあるのかと思ひまして、今年も、今は暑いですがけれども、当然冬が来るわけでありまして、冬になるとやはり空き家の積雪等がいろいろ問題になってくるという中で、空き家の問題は条例化の前にもう考えていかなければならない課題であるということで、2 月の検討会の議事録の中に、要するに積雪等いろいろありますけれども、緊急対応の場合はどこまでやるのか、あらかじめ早く決めておいたほうが良いというような議事録が載っております、これから冬を迎えるに当たって、今、小樽としてどのような空き家対策の取組がなされているのか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

庁内の会議の中では、条例の検討と合わせて、今お話がありましたような対策という部分も検討してございます。まずは、危険な空き家を把握すると。それから、庁内の関係課でその情報を共有するということが大事かというふうに考えてございまして、具体的には消防本部、それから建設部、それぞれ空き家の情報というのを持っておりますので、その情報を統合・整理する中で、現地調査もいたしまして、現在、危険な空き家として 44 件を整理したというところでございます。

現在この 44 件につきまして、所有者の調査を行ってございまして、この調査を進めていったのち、これから委員がお話のとおり冬場に向かいますので、雪のその関係も含めて、空き家の適正管理の周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○上野委員

冬になりますと、たぶん民生・児童委員の方に空き家に対するいろいろな苦情などが出てくると思いますので、ぜひ今のような対策を講じていただいて、今年の冬も乗り切れるように頑張っていただきたいと思ひます。

◎市内大学との連携について

最後になりますけれども、市内の大学との連携ということで、小樽市内の北海道薬科大学が統合するに当たって、桂岡から移転するという話が春先に参りましたけれども、その後、北海道薬科大学に対して要望をしている中で、何か動きがあったのか、なかったのか、その点 1 点だけ、まずお聞かせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

北海道薬科大学の件ですけれども、まず 6 月 22 日に市議会並びに商工会議所とともに文書にて、今回の移転計画の再検討という形で要望をしております。それに対しまして、7 月 19 日に北海道尚志学園から理事長、常務理事及び学長の 3 名が来庁しまして、その要望に対する回答をいただいております。その回答の中身なのですが、基本的には開学時より学生が 2 倍以上増えているということと、施設の耐震補強及び老朽化した校舎の建替えが必要だということで、現状のキャンパスの中では対応が難しくなったという回答をいただいております。

○上野委員

今の状況ですと、なかなかそのまま存続していくというようなことは難しいというか、移転がかなり決まりそう

なのかということなのですけれども、それを踏まえて、小樽市には現在まだ二つの大学があるのですけれども、薬科大学が移転されますと残り一つ、小樽商科大学だけということになります。薬科大学もそうなのですけれども、もし今後商大の移転統合などの話が持ち上がったときに、同じような結果になっては、これは小樽市としてはかなりの損失をこうむる。その中で、現在、商大とはいろいろな形で連携をされていると思うのですけれども、やはりさらにいろいろな連携をしていかなければ、市が商大とコミットしていかなければいけない部分が非常に多くなってくだろうという想定の中で、今後、商大との連携あるいは情報共有あるいは取組というものについて、何か考えているところがあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

まず、現状なのですけれども、小樽市は小樽商科大学と平成20年3月に包括連携協定を結んでおります。この連携の内容におきましては、主なものとしましては、地域づくりやまちづくりの推進と産業振興や観光振興、地域経済の発展、教育、文化振興、生涯学習の推進などというふうに位置づけられております。これは小樽市と商大、1対1なのですけれども、これとは別に商大をはじめとしまして、北海道、札幌市、小樽市、札幌商工会議所、小樽商工会議所、北海道中小企業家同友会で構成する地域連携の会議というものを持っております。そういった中で、まちづくり等の部分の情報交換とか連携できる事業の企画等の部分で、そういう取組を行っております。

また一方では、地域と学生の共同の事業ということで、学生が主役となって地域活性化のプロジェクトに取り組んでいる事業もありますので、そういった大学自体もありますし、学生等いろいろな分野の中で現在は連携をしていると。

今後につきましては、まずこういったものをベースに、今まで以上に情報収集を含めて、まちづくりに一緒に連携をしていかなければいけないものと考えております。

○上野委員

現在、商大と小樽市といえば、ある意味ウイン・ウインというか、お互いうまく連携している部分が多いと思うのですが、樽っ子学習サポート事業もそうですし、商大としてはいろいろな実験・検証などをするフィールドとして小樽を使っているし、小樽市としても商大との連携を進めている。

そういう事実の中で、やはりさらに進めていく中で、以前、市から商大に人材を派遣する、交流などをしていたこともあったと思うのですけれども、現在そういうことが行われているのか、あるいは今後また、小樽市と商大との人材の交流などがあるのかどうなのか、もしあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

今、上野委員の御質問で、確かに以前は職員の交流といいますか、派遣というのがありましたけれども、今は行っておりません。今後どうなのかという部分は決まっておりますので、はっきりしたお答えはできないのですけれども、ただ、小樽商科大学というと昨年ちょうど100周年ということで、やはり地域に根づいた大学だというのは間違いないですし、これまで経済界も含めていろいろなところで人材も輩出してありますし、そういった中で、我々として今後まちづくりを進めていく上でやはり大学の協力というのはとても大きい、そういうものだと思っておりますし、今後も今以上に連携というものは必要だと考えております。

○上野委員

前向きな御答弁をありがとうございます。人材交流、人材派遣、人を出すとやはりある意味出された側も非常に意識はたぶん強いと思うのですよね。人材のそういう交流や派遣なども含めて、小樽商大もやはり今少子化ですので、学生数がどう変わるかわかりませんから、今日は大丈夫だけれども、明日はどうなるかという、統合などもないとは言えない状況ではありますので、その点を念頭に入れて、ぜひとも協力関係を強く進めていただきたいと思います。

○山田委員

◎計画停電について

今年の夏の計画停電について、一般質問させていただきました。改めて今日で終わりということで、私はこの月間カレンダー改めて見て、よくこれだけもったなという個人的な感想を持っております。

最初に、この計画停電が無事に何事も起きずに終わったことについて、要因、何か押さえているものがあれば、実施されなかったことについての要因、わかる範囲でお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）総務課長

要因ということでございますけれども、これは報道等でしか私どもも知り得ないことでありますけれども、やはり企業の取組、稼働時間をずらすとか、そういう取組とあと何よりもやはり道民の皆さんの節電の取組が効を奏したものだというふうに考えております。

○山田委員

北電による 7 パーセントの節電、新聞報道によると 8 パーセントぐらいの節電効果があったということで、私も読ませていただきました。一般質問でも公共機関の影響についていろいろと質問しましたが、当委員会では、道路に関する停電について二、三聞かせていただきたいと思います。

物流や移動手段としての道路、これに関する照明だとか、警報器、表示、またトンネル内の照明だとか非常電話、さまざま挙げられると思います。

交通網の手段として、この高速道路について停電になったときの場合の対応、今回はならなかったのですが、周知されている内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

高速道路の照明等その他の付帯物の電気関係のことでございますけれども、ホームページで仕入れた情報でございますけれども、計画停電の際、自家発電により高速道路の照明は点灯するというで聞いております。

○山田委員

自家発電による設備で問題なく通行できるということで、よろしいですね。

それでは、一般道に話を移しますが、例えば一般の国道、道道、市道、本市で管理している道路などがありますが、まず本市が管理している道路、何か所があって、どのような対応を考えていたのか、その点についてもお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）建設事業課長

本市の道路に関しての照明灯でございますけれども、北電と 443 か所の契約をしております、この中には従量制、定額制を含めた数となっております。そのうち、30 パーセントの 133 か所については計画停電の対象から外れております。また、残りの 70 パーセントの 310 か所、これについては計画停電のグループに入っており、計画停電時には消灯する状況にあります。また、市内に多く分散されているものですから、非常灯電源などの設備により、点灯することは非常に難しいと考えております。

○山田委員

なかなかそういった非常の場合には、ある程度の箇所では照明が確保できるが、そういったものも 4 分の 1 程度しかないという押さえでよろしいですね。

今回、計画停電がなかったのは幸いです。昨年ですか、東京でのこういう停電の事態では、死亡事故、事故が結構多発したという事例も聞いております。今回はこのようなことがなかったのは幸いかなど。その点について、やはり道路を走らなければ一番いいのかもしれませんが、一番の対策として何か考えているところがあればお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（建設）建設事業課長

対策ということでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたが、市内の約 7 割の施設について、どうしても計画停電時については、点灯は難しいという判断の中、夜間外出を差し控える、懐中電灯を持つなどホームページで市民への周知を図ったところでございます。こういう計画停電が行われたとき、まずは受益者というか、市民の方が身をもってその対応に当たるということも一つの対策かと考えております。

○山田委員

夏場は日照時間が長くて、ある程度経済活動だとか、自分の余暇の時間、いろいろな活動ができるわけですが、今度冬期間になると、やはり雪の問題や寒さ、今言ったように、日照時間が短いことで電気使用量が増える機会がたぶん多くなると思います。総務部では、冬期間には、その点について北電と十分情報交換なりして、本市でもそういう安全に配慮した周知などをしていただきたいと思いますが、その点について聞いて終わりたいと思います。

○（総務）総務課長

冬の電力供給のほうが厳しいということで報道等も出ておりますので、また改めまして、北電からは市にいろいろ事業所としての市ということと、あと市全体の中での市役所ということで、要請が来るものというふうに思っております。その際には、やはりこちらとしてもできることはできるだけ協力していかなければならないと思いますし、やはり計画停電を起こさないためには、節電というのが一番大きいかと思っておりますので、引き続き節電対策に取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

○高橋委員

一般質問に関連して、お聞きしたいと思います。

◎公共不動産の今後の考え方について

初めに、公共不動産の今後の考え方ということで何点か伺います。

まず、不動産カルテの作成について何点かお聞きしたいのですが、不動産情報の一元化についてどういう認識を持っておられるのか、再度伺いたいと思います。

○（財政）柴田主幹

不動産情報の一元化につきましては、財産の有効的な活用をする面からも今後必要になってくるものと考えております。

○高橋委員

本会議での市長答弁では、昨年10月に庁内関係部の担当者による研究会が行われたということが答弁されておりました。関係部署のどういう方々が出られたのか、それからどういう内容の協議をされたのか、この2点をお願いします。

○（財政）柴田主幹

昨年10月に開催いたしました不動産の管理・運用に関する研究会につきましては、総務部、財政部、建設部のそれぞれ担当する課長職並びに係長職で構成して会議を開催しております。

この会議の中では、不動産の管理に関しまして、現状と課題の確認と今後の検討課題、今度どうしていったらいいかというようなことについて話し合いを持ったということでもあります。

○高橋委員

今後どうしたらいいかという話し合いをしたということでしたけれども、どういう内容になったのでしょうか。

○（財政）柴田主幹

今後の課題についてでありますけれども、こういった不動産の管理をしていくに当たりまして、現在のところ統一的に担当する部署がない、そういったことで、組織の新設を含めてどうしていったらいいかといったようなことですか、不動産カルテに登載する内容、掲載する内容はどのようなものがあるのか。またそういったものをつくる場合の経費も考えられるのではないかと、ほかのシステムとの関連など、こういった課題があるので、こういったことについてどうしていったらいいかというようなことについての検討をしたということでございます。

○高橋委員

昨年10月にこの研究会が発足して打合せしたということでしたけれども、約1年間たつわけですが、それ以降この研究会は開かれましたか。

○（財政）柴田主幹

この研究会につきましては昨年10月に開催いたしまして、内容について各担当が持ち帰って検討するというようにしておりますけれども、これ以降は開催しておりません。

○高橋委員

認識があるのに、なぜ開かれなかったのかというのはちょっと疑問なのです。今、お話があったように、確かに中心的な組織がなかったというのが要因の一つかというふうに思うのですけれども、それでは逆にお伺いしますけれども、総務部、財政部、建設部でそれぞれ宿題を持って帰ったというお話でしたので、では順番に、どういう検討をされたのか、お聞きしたいと思います。

○（財政）契約管財課長

財政部としましては、普通財産を契約管財課で持っていて、不動産カルテとまではいかないのですが、普通財産において利用可能な土地はどのぐらいあるのだろうかということでピックアップしまして、500平方メートル以上の基準で平地の土地をリストアップはしております。その後、現地調査もしなければならぬということでは認識は持っておりますが、現在は現地調査は行っておりません。

○（総務）企画政策室上石主幹

昨年の担当者会議の中で、いろいろ今、財政部から話がありました課題等の部分で何件かピックアップをされております。その中で企画政策室の部分としましては、政策判断の部分でどういった流れの中で決定をしていくかという部分がかかわってくるのではないかと、まず1点ありました。また、先ほどありましたけれども、委員がおっしゃっているカルテの部分で、確かに効率性の部分という位置づけも確かにあると思うのですけれども、一方では老朽化施設の改修等の部分を平準化していくために、ある程度把握をして、それをならしていかなくてはいけない、そういった意味での計画を持っていくというのも一つの重要な視点だと思っております。ほかの市で結構こういう公有財産の管理システムを導入しているというのは、たくさん目的はあるのですけれども、何か一つにやはり集中しながら作成をして、運営をしているというところがありますので、小樽市としてももちろん効率性もありますけれども、そういった老朽化した施設をきちんと把握をして、計画をつくっていくというのもありますので、まず小樽市として何に重点を置くのかというのも考えていかなければいけないと思っております。それによって持つ情報、まず各施設の状況も把握しなければいけないので、その目的によって持つ情報も違ってきますので、そういったものも今後また検討課題になるのかというふうに位置づけています。

○（財政）契約管財課長

その会議のときには、建設部は用地管理課長が出ていました。今出席していませんので、その会議の中では、建設部としては基本的には行政財産という形で目的を持った用地が主であると。その中で、一つにはその会議の中ではとりあえず遊休資産、遊んでいる資産という形ではないのですが、使えるような土地がどのぐらいあるかということも議題になったもので、用地管理課では目的を持った土地なので、なかなか今の段階では、そういうものを調

べてもあまりないというようなことは会議の中では話しておりました。

○高橋委員

契約管財課長の御答弁ですと、用地管理課だけが後ろ向きの発言だったように聞こえますけれども、建設部ではいかがですか。今、用地管理課長はいないのですが、不動産カルテについての会議が開かれたわけですが、それに対する建設部の見解、今聞いていてどうだったのか、どなたでも結構です。お答えいただきたいと思います。

○建設部小紙次長

建設部としましては、今、契約管財課長から話がありましたように、行政財産として住宅の跡地だとか、今、最上B団地、あるいはオタモイ団地などで建替えに伴って古い住宅を解体した後の土地などが残っていますので、広大な土地なものですから、今後どういうふうに管理をしていくのかという部分で、所管としてはそういった大きな課題を持っているということが話題になりましたので、実際に所管としては個別に庁内で持って管理するより、一元的に管理するという方向があれば、そちらのほうが建設部としては大変ありがたいというような、とりあえず内部の議論を進めているところでございます。

○高橋委員

これはぜひ総務部長に伺いたいのですが、この研究会を進める上で、私は、やはり組織的な壁、問題があると思うのです。ですから、全庁的に関係部局がしっかりまとまってできるような中心的な組織をつくるか、組織をつくらなくても、中心的なものを指示するとか、若しくは形にしていくとか、そういうことをしなければ、結局はそれぞれのばらばらな考え方の中で進んでいくのではないかという懸念があるわけですが、その点についてはいかがですか。

○総務部長

今、不動産の情報の一元化という御質問があつて、各部で答弁させていただきましたけれども、いずれもどちらかという歯切れの悪い答弁でありまして、どこでこれを進めていくのかということ、ひとつまた市としての、全体の検討課題としてまず位置づけていく必要があるのではないかとことです。たぶん、これは庁内で言いますと、担当課長レベルでは今議論されているということですが、まだ部長レベルまで上がってきておりませんから、そういったことをどういった場で議論するかということも考えていかなければなりませんでしょうし、その際は、実現に当たってどこが中心的な役割を担っていくのか、そういったことも必要になってまいりますので、組織の中で政策検討会議というのがありますので、一度そういった中でこの不動産の情報の一元化を少しテーマに取り上げて、庁内でも改めて議論させていただきたいと思っております。

○高橋委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この不動産情報については前にも議論していますけれども、GISですとか地籍調査と非常に関連してまいります。そういう意味で、その情報をどうするかという観点が非常に必要だというふうに私は思っています。では、小樽市全体の情報化計画をどうするかというのは、平成15年以前に情報化計画がつくられた経緯がありました。ただ、計画期間がもう終わって、新たな情報化計画というのがつくられそうでつくられてないというのが現状かと思ひます。現状、どういう進みぐあいの状況なのか、簡単な内容も含めて説明をいただきたいと思ひます。

○（総務）中崎主幹

現在の行政情報システムの整備状況について話させていただきます。こちらにつきましては、今までホストコンピュータというもので管理させていただいておりましたが、昨年度から、それをオープン化ということで進めさせていただいておりました。現在、その作業を行っているところであります。

○高橋委員

それはわかるのですが、平成15年の情報化計画はもう終わっているのです、次期計画はどのようになっていますか。

ますかという質問です。

○(総務) 中崎主幹

ただいま話しましたオープンシステムの再構築が終わり次第、その新しい計画について策定してまいりたいという予定であります。

○高橋委員

例えば大別して地域情報化とそれから行政情報化と二つあるかと思えます。地域情報化については、なかなか進めづらいというのは私も理解しています。ただ、先ほどの議論でわかるように、行政の情報化を、具体的に一定程度方向性を示して、計画を立てて進めていかないと、やはりちぐはぐなものになると思うのです。そういう面では、オープン化ということで戸籍等のほうも、既に電子化が始まっているわけですが、では、今後先ほど言ったGISの関係、それから地籍調査が始まっていくということを考えると、やはり全体的な網羅した計画が必要であろうというふうには私は思っています。そのことを考えると、では、いつごろをめどにその計画を立てていくのかというのがやはり入っていないと、議論は進んでいかないだろうというふうには思っているわけです。めどとしては、いつころ、どういう形で準備していくのかというのはありますか。

○(総務) 中崎主幹

現在、移行作業を行っている最中でありまして、具体的に次期の計画についていつから着手するという点については、まだ検討中ということでございます。

○高橋委員

検討中ということは、まだめども立っていないということでしょうか。

○(総務) 中崎主幹

ホストコンピュータからオープン化、これが緊急課題的に起こってきていることでありますので、この件をまず来年度4月からすべて移行するような形になるものですから、それにまず傾注したいというふうには考えております。

○高橋委員

◎市庁舎の耐震化について

次に市庁舎の耐震化についてお聞きしたいと思います。

市長の御答弁では庁内に検討チームを設置するという点でございました。これはいつごろどのような体制で始まるのか、考え方がまとまっていきましたら、お知らせいただきたいと思っております。

○(総務) 総務課長

検討チーム設置時期等につきましては、まだ決定しておりません。

○高橋委員

年内ということもないのですか。もう少し何か優しい答弁というか、わかりやすい答弁をお願いしたいと思います。

○(総務) 総務課長

時期的なものはまだ決まっております。具体的な市の政策検討会議という中で、庁舎の別館の建替えについては進めるということで、方向性は明確になったというふうには考えておりますので、あと、ほかの大型公共工事を今抱えておりますので、その進捗状況を見ながら検討チームを必要時に設置して進めていくというふうには考えております。

○高橋委員

◎新小樽駅について

次に、北海道新幹線の新小樽駅について何点か一般質問をいたしました。まず、今後のスケジュールについて聞きたいのですが、なぜこれを聞いたかという点、8月に着工しました。いよいよスタートしたわけですから、小樽

市としても、それについて今後のスケジュールを十分に検討すべきだろうというふうに思って質問をしたわけです。

市内で検討会議が行われておりますけれども、最近の検討会議はいつ行われたのか、どういう内容を話されたのか、説明をお願いしたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

北海道新幹線の活用戦略庁内検討会議につきましては、新幹線を生かしたまちづくりについて検討・協議することを目的といたしまして、平成21年6月に設置されました。これまでに8回ほど開催されておまして、認可される前まで、つまり6月29日前までは、新幹線にかかわる国の動きですとか概要、それから課題、そういったことで、並行在来線の経営分離、これらについて検討・協議されております。また、最近ですと、先月、8月に第8回目になるのですが、認可された北海道新幹線の新函館－札幌間の事業概要について話をしております。

○高橋委員

これから基本計画をつくっていくわけですが、スパンが、工期が24年と非常に長いので、今年言って来年つくるといって問題ではないというのは認識しています。ただ、先ほども言ったように着工したわけですから、一定程度知事からも工期短縮の話が出ているわけですから、構想からさらに進めて基本計画の準備、これをしなければならぬというふうに思っておりますけれども、今後のスケジュールと考え方をお示ししたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

基本計画の策定期間につきましては、できるだけ早く考えなければならないということもあるのですが、知事の発言にもありましたとおり、できるだけ早い時期ということでは言っておりますが、道のほうも財政的にはかなり厳しい状況でございます、工期を短縮しますと、今の構造から言うと、道にかなりの負担がかかると。工期を短縮すると負担がかかるような仕組みになっているわけなのです。これはJRの貸付料というのがございまして、これを実際の建設財源の一部にしているわけでございます。これがある程度長年入ってくるような事業費、そういったことを想定して安定的な財源の確保ということがされております。ですから、早くすると道の負担が増える、イコール市の負担も増えるということになっておまして、この辺をどのぐらいまで短くするのかというのが今後の課題ということになってくると思います。

また、計画については、あまり早く計画を立てますと、でき上がった新駅を取り巻く環境も変わってきますので、その開業時期、こういったものを十分考慮しながら計画に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○高橋委員

次に、市の負担額について質問をしました。法律上、負担の考え方、国の負担、それから道の負担の考え方はわかりました。質問した内容にあるとおりです。

私が聞きたいのは、大づかみでも結構なのですが、ではどのぐらい負担があるのかを知りたかったというのが質問の概要でありました。なぜかという、やはり市民の方とお話をすると、いよいよ始まったのだねと。小樽市の負担はどのぐらいあるのと。結構負担があるみたいだけどもみたいな話が必要かなというふうに思って質問したわけですが、まず、そもそも論でこの北海道新幹線の全体事業費、それから国と道の割合について、改めて説明をお願いしたいと思います。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

全体の事業費につきましては、北海道新幹線の新函館－札幌間は1兆6,700億円ということになっております。また、国と地方の負担についてなのですが、このうち先ほど言いましたJRの貸付料を除いた分の3分の2が国、それから3分の1が北海道の負担となっております。また、市の負担につきましては、用途地域に係る建設費の3分の1の10分の1、つまり30分の1が過去の事例からいいますと一番多いです。

○高橋委員

この駅構想の中で、その10分の1という話が出てきました。それはわかるのですが、駅にかかわる事業費がどのぐらいかかるかということで、負担が見えてくるかと思うのですけれども、以前も議論していたのを聞いていますと、明確な答えがなかなか出てこない。その付近の状況、構造、駅の種類によっても変わるみたいですが、今後の議論でお願いが1点あるのですが、そうであれば、あまり古いものは参考になりませんので、東北新幹線の近年にできた駅の事業費を調べていただきたいと。今日、明日という話ではなくて、時間がかかっても結構です。今後の議論の参考にさせていただきたいので、例えば八戸駅ならこのぐらいかかった、新青森駅ならこのぐらいかかった、概略、例えば建築の概要みたいに、どういう用途地域でどのぐらいの建築面積、敷地面積ですね。事業費がわかれば割り返して単価がわかりますので、そういう議論も1回させてほしいというふうに思っていますので、参考としてそういう内容を調べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

それについては、調べていきたいと考えております。

それと言い忘れたのですけれども、先ほどの事業費、市の負担についてなのですが、小樽市内で言いますと22キロメートル、新幹線が通ることになっております。そのうちトンネル部分は市の負担にはなりませんので、トンネルが約21キロメートルあります。ですから、1キロメートルの部分と申しますか、天神と朝里川温泉にしか、いわゆる明かり部分がございませんので、天神は350メートル、朝里川温泉のところは約250メートルと聞いておりますので、ここの部分が明かり部分ということになっております。一応、道からは、用途地域について、駅の設置費等は市に一部負担してもらうということを聞いておりますので、その部分についてのみ支払、負担が生じる可能性があります。

他都市の駅の構造ですとか、面積あるいは事業費については今後調べていきたいと思いますが、一部わかっていると申すと、七戸十和田駅、これが小樽に少し似ているというところがあったものですから、以前調べたことがあったのですけれども、ここは3階建ての構造になっておりまして、6,000平方メートルです。そして、事業費については今言いました市の負担というのは用途地域の部分になるものですから、駅舎も含めた、例えば小樽で言うと、高架橋の中に駅ができるという形になります。ですから、高架橋を含めた駅の事業費ということで言いますと、七戸十和田駅は6,000平方メートルで82億円ということになっておりますので、このうちの先ほど言いました3分の1の10分の1というのが自治体にかかってくる分ということになります。

○高橋委員

今の説明ですと、駅舎と用途地域に出ている線路が負担になるということですね。

では、もし調べられれば、駅舎とほかの地域で用途地域に出ている線路の負担の事業費がわかれば、参考までにお知らせいただきたいと思います。地べたであればメートル数で割れば単価が出てくると思いますので、高架橋であれば、全然違うと思いますけれども、参考の資料になるものをお願いしたいと思います。

◎住宅用の太陽光発電システム設置補助制度について

最後になりますけれども、住宅用の太陽光発電システムの設置補助制度についてです。市長の御答弁ではなかなか今すぐはできないのだというお話がありましたが、この住宅用の太陽光発電システムについて、市長がいませんので、もう一度確認しますけれども、どういう認識でおられるのか、まずそれを確認したいと思います。

○（総務）企画政策室山本主幹

太陽光発電システムの導入についての認識でございますけれども、太陽光発電に限らず、再生可能なエネルギーといいますのは、地球温暖化の防止又は電源の多様化、エネルギーの自給率の向上、また地域経済の活性化というような面からも推進していかねばならないものと考えております。

○高橋委員

一般質問でも話しましたが、昨年の東日本大震災以降、やはり市民の皆さんの自然エネルギーというか、再生可能エネルギーに対する考え方は大きく変わってきていると思います。なおかつ国の補助制度があるわけですから、相当推進をしている状況です。今年視察をしてきました逗子市、鎌倉市についても、県でも補助金を出して、市でも補助金を出しているという、ダブルでどんどん推進をしているという状況にありました。私は市長答弁で非常に納得できない文言があるのですけれども、普及のための制度が整っていると考えているためという理由がありました。私はこのことは納得できません。なぜ普及のための制度が整っていると言えるのか、説明をお願いします。

○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの国の補助制度において普及のための制度が整っているという答弁に対しての内容ですけれども、現在の国の補助制度としましては、設置にかかわる補助と余剰電力の固定価格の買取制度、この二つがあるわけですが、平成22年度からこの補助金や買取価格については、減額がされてきているという状況になってございます。こういった状況の中でも、市内では今100件を超える住宅に設置がされておりまして、現在も増えているというような状況でございます。こういうような状況から、普及のための制度が整っているというような考え方をしたところでございます。

○高橋委員

それをもって普及のための制度が整っているというのは非常に説明としては薄いのかと私は思っています。道内の人口10万人以上の都市の状況は、一般質問でも話しましたが、9市あるうち実施していないのは小樽市と江別市だけです。私が非常に残念だと思うのは、例えば財政的な問題がありますから、今すぐできないにしても、十分前向きに考えるというぐらいの答弁はあってしかるべきかというふうに感じていました。今言いましたように、財政的に無理であればすぐというのは難しいというのは理解できます。ただ、十分認識しているにもかかわらず、再生可能エネルギーを推進していこうというそういう姿勢が非常に見えづらい答弁だったというふうに思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○総務部長

たしか斎藤博行議員もこの自然エネルギーの導入について質問されました。そのときは私が答えさせていただいたのですが、確かに東日本大震災以降の原発問題も含めて、今のエネルギー政策のあり方というものは問われているというふうに認識をしております。そして、私はそのときの答弁で、いろいろなエネルギー政策を考えていく中で、市としての、地方自治体としてのエネルギー政策というのが、これまで小樽市にはなかったものですから、今後そういうさまざまな状況を踏まえると、やはり何らかのエネルギー政策というものを考えていかなければならないということで答えさせていただきました。

そこで、高橋委員の御質問の趣旨ですが、日本はエネルギー自給率がやはり低いのだと、その熱源をほとんど輸入に頼っている状態だということを解消する中で、自然エネルギーの導入を図っていく方策は考えられないのかということかと思っております。委員の一般質問に対して、市長も確かにこの補助制度について他の優遇制度といたしますか、国の補助制度もあって、普及の条件が整っているということで答弁させていただきましたけれども、たしか再質問ではこの制度も含めて何らかの制度は考えていかなければならないということで答えておりますので、私どもといたしましては、何らかの自治体としてできるエネルギー政策というもの、これは自然エネルギーの導入であるか、あるいは節約を通じた省エネということもあるでしょうけれども、何らかのエネルギー政策を地方自治体として展開していけるような方策は、考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○高橋委員

今、総務部長から御答弁をいただきましたけれども、私はやはり、一番手の届きやすい太陽光発電について推進すべきだという考え方なのです。ですから、これからまた何回も議論させていただきますけれども、市としてどう

取り組むのだという姿勢をやはり出してほしいですし、そういう意味で何回も言いますが、東日本大震災以降、やはりエネルギー対策の考え方、エネルギーに対するこれからの方向性というのは、大きく変わってきていると思いますので、市として明確にそういうものを打ち出して、お金がかかることはすぐにはできないと思いますが、私はこだわっているのですけれども、まず住宅用の太陽光発電エネルギーシステムというのを、やはり推し進めていくべきだというふうに考えていますので、ぜひその辺を検討していただきながら、また議論させていただきますけれども、もう一度総務部長に御答弁をいただきたいと思います。

○総務部長

一般質問の再質問での市長答弁の繰り返しになりますが、やはり御提言のあったこの補助制度も含めまして、市としてのエネルギー政策というのを考えていきたいと思っておりますし、それに当たりましてはやはり市の財政も考慮しなければなりませんし、効果なども検証していかなければなりませんけれども、そういった形での自然エネルギーの導入も含めた市としてのエネルギー政策については、検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木（秩）委員

◎中学校における柔道の授業について

1 点目は、中学校の体育の柔道の授業、武道の授業について伺います。

夏休みが終わり、2 学期に入って、そろそろ各中学校で、柔道の授業を体育の中で行うという話を聞いていますが、もう実際に行われているのか、どういう状況になっているのかお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

柔道の授業についてのお尋ねでございますが、今のところ、実際に実施した学校はございません。9 月下旬から始まりまして、多くの学校では 2 学期中に、一部、1 月に行われる学校もございますが、そのような形で行われるものと把握しております。

○佐々木（秩）委員

年間で、各学年で、12 時間の授業時数と聞いています。この授業を始めるに当たって、準備等についても、初めてのことで、1 学期の初め、若しくは入学式のころから既に話は出ておりますが、例えば柔道着の用意は保護者の負担であるようですけれども、たしかレンタルという話もあったように聞いていますが、結局、市立中学校の 1、2 年生は全員買ったのでしょうか。それともレンタルというところもあったのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

初めに、先ほどの柔道の授業の開始について、訂正をさせていただきます。9 月 10 日から既にやっている学校がございます。多くの学校につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

続きまして、柔道着の件でございますが、基本的には保護者の負担ということをお願いしているところでございます。学校で対応いただいております。中には購入という学校もございますが、今、委員からあったように、レンタルで対応いただいている学校も結構ございます。中には、人数の関係で学校が用意したということで、人数が少ないので学校が貸し与えるというようなところもあると聞いております。

○佐々木（秩）委員

これについては、スキー授業などのときにも話が出るのですけれども、保護者の負担ができるだけない形で行えるように今後もよろしく願いいたします。

柔道の授業について、一番危惧される点は、やはりけが、事故等の心配なのですけれども、教育現場、それから生徒、保護者の、事故への不安は払拭されたのでしょうか。そのための対応のめどは立ったのでしょうか。

○(教育)指導室石山主幹

柔道の授業に当たりまして、不安の払拭の対応についてでございますが、保護者、生徒につきましては、各学校が文書をもって保護者に学校の対応について説明する、それから保護者会で校長から保護者に直接話す、また生徒に対しては担当の教員から話していただくというようなことで対応していただいております。また、市教委といたしましては、専用マットの整備による対応、それから研修会の開催が、昨年度につきましては5回ほど開催させていただいております。それから本年度につきましても、もちろん研修会を開催して、これからも開催する予定でございます。また、事故防止に向けまして、資料の作成をして、各学校で適切に対応いただくというような対応をとっております、そのような取組を通して、基本的にこれからの柔道の実施に当たっての不安については、払拭されたものと考えております。

○佐々木(秩)委員

教員の研修の部分ですが、例えば全く柔道の経験がない教員が、その状態から、今まで研修を何回ぐらい受けて授業に臨むことになりましたか。それから、その研修の内容についても御答弁をお願いします。

○(教育)指導室石山主幹

教員の柔道にかかわる研修についてでございますけれども、基本的に多い少ないはございますが、1人1回以上は研修会に参加していただいているという状況でございます。また、研修会の回数につきましては、先ほども話しましたが、市教委開催のものも道教委開催のものも含めまして5回ほど昨年度は行われております。今年度につきましては、小樽市教育研究会の中学校の体育部会の主催ではございますが、講師を呼んで実践的な講習会を開催しています。中身につきましては、まず安全に、とにかく安全が第一でございますので、安全に配慮した柔道の指導方法、それからどういうふうにすると効果的な指導ができるか、指導の実技の部分、これが主なものとなっております。また、柔道の授業において、負傷が懸念されますので、それについての講習も行っております。

○佐々木(秩)委員

1人1回以上ということで、昨年度5回開かれているとのことですが、例えば全く未経験の教員が1回で授業ができるようになるとはとても思えないのです。少なくとも複数回とかもっと多ければ、例えば市内の柔道教室に行くなども含めてだと思いますが、その辺の押さえというのはありますか。

○(教育)指導室石山主幹

柔道の研修の参加回数についてでございますけれども、やはりそれぞれの学校の事情、個人の事情もあると思いますが、いろいろでございます。それから、段位を持っていらっしゃる方、経験のない方ももちろんいらっしゃいます。そういうもろもろの状況がある中で、さまざまな研修会を開催しております。多くの方々については複数回参加いただいているという現状にありますが、いろいろな事情により、まだ研修への参加が少ないという方もいらっしゃる現状でございますけれども、今後、道教委の主催で、より実践的な授業をどうやるかという部分にかかわるものなのですが、連続して4回ほどの講習会もございます。そういうものにぜひ参加いただきながら、委員の御指摘のような意見がございますので、指導法についてしっかりと身につけていただけるように働きかけてまいりたいと思っております。

○佐々木(秩)委員

本当に生徒の命にかかわることですので、研修についてはきちんと進めたいのですが、代表質問でも話しましたが、現場の教員は非常に多忙な中でやっておりますので、この研修にばかり行くというわけにもなかなかいかないと、体育の教員も担任等を持っていらっしゃることもありますので、その辺のところをよろしくお願いします。

けがの件ですけれども、特に事故の中身を伺っていますと、頭部の損傷が多くて、その事故に対応するためには、やはりきちんとした講習を受けていないと、あとで後遺症が残るなど、判断が難しいというものもあると聞いてい

ますが、特に頭部への損傷についての講習会などを専門に行っているということはありますか。

○（教育）指導室石山主幹

事故の対応についての研修会のお尋ねでございますが、実はまだやっておりません。今後の予定でございますけれども、今月28日、学校安全講習会という名前なのですが、桜陽高校の柔道部の顧問を呼びまして、まさに委員がおっしゃったとおり、柔道における負傷の対処法、又はけがをしないのが一番ですので、けがをさせない柔道の指導のあり方、それからあってはならないのですが、万が一けがをした場合については、その場で応急処置等も必要であろうかと。また、養護教諭のかかわりも当然想定されますので、実際に柔道の指導に当たられる体育の教員のみならず、養護教諭も御参加いただく中で、今、委員から御指摘があったような状況について対応できるような講習会をする予定でございます。

○佐々木（秩）委員

道教委のほうで、先ほど出てきました複数指導体制を導入したと。それで、授業では複数の教員が指導するということで、そのうち1人は必ず柔道の経験者を入れると。教員が有段者でない場合については、外部から有段者、外部講師という形になるのでしょうか、お願いして授業をサポートしてもらおうということになったそうですけども、小樽市の場合、その手配は完了しているのか、何校に入るのか、どういう方をお願いすることになったのか御答弁をお願いします。

○（教育）指導室石山主幹

道教委の外部講師の導入についてのお尋ねでございますが、先ほど委員がおっしゃったようないろいろな要件がございます。外部講師を導入することを希望している学校については6校と聞いております。9月中に実施の学校につきましては、既に手配を完了しております。外部指導者につきましては、高校の教員をお願いしているところでございます。また、今後、10月以降に実施の学校につきましては申請中ということで、これから手配されるというふうになっております。

○（教育）指導室長

少し補足させてもらいますけれども、この複数指導につきましては、すべての中学校で複数指導するということになってございます。ですので、どの学校においても複数指導するのですけれども、今主幹が申しましたとおり、当該6校につきましては、外部指導者が入って、それ以外の中学校では自校で賄える、有段者もいますので、複数賄えるということになっておりますので、あわせてお知らせいたします。

○佐々木（秩）委員

ということは、体育の教員が有段者であったとしても、その教員が一人でやるのではなくて、もう一人どなたかがついて、必ず複数で見るという形をとっているということですね。

○（教育）指導室長

委員が御心配されているとおり、安全面というのが非常に大事です。特に休み時間もそうですし、準備の段階で子供たちがふざけてけがをするということが非常に懸念されますので、そういうことから有段者の教員のほかに、段位を持ってなくても生徒にしっかりと準備をさせて指導できるように、そういう面が行き届くように、複数の目で見るという意味から配置されるということになっております。

○佐々木（秩）委員

そうなのです。まさに私が一番心配だったのは、授業の最中は教員の目があるので、それほど心配はしていませんが、例えば着がえなど、準備の間、マットは休み時間も敷いてあるわけですし、それで教員が休み時間に用事があって離れていたときに、そこで生徒が何もやらないで黙って待っているかということ、それはなかなか難しいのではないかと思います。そういう場合、もう一人いてくださって、そういう時間は交代で見るというふうにしていただくような体制をつくっていただくと安心だと思います。

外部講師の話に戻ります。高校からいらっしゃる方ですけれども、その扱いというのですか、例えば万が一、有段者の方ですからそのようなことはないかもしれませんが、本人がけがをされたり、生徒と技の練習をしているときにけがをさせてしまったりした場合などに、傷害保険等もきっと必要なのではないかと思います。それから、評価について、基本的なことですが、有段者ではない教員が一人で評価する場合、なかなか難しいところがあると思いますけれども、そういう場合の外部講師のかかわり方等についてお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

外部講師の立場についてでございますが、あくまでも体育の教員の授業をサポートするという立場というふうに押さえています。

また、傷害保険等につきましては、道教委の事業でありますので、道教委の実施要項に基づき手当てされることになっております。

また、評価につきましては、あくまでもサポート役でございますので、体育の教員が実際に評価なさることは当然のことでございますので、それにかかわる助言をするといいますか、参考となる意見を言う立場であります。

また、子供たちがけがをするなど、万が一事故が起きた場合の責任についても、あくまでもサポート役でございますので、基本的には責任を問うことはないというふうに思います。

○佐々木（秩）委員

授業の中身について伺います。場合によっては投げ技の練習、それから試合まで行かないこともあると。要は礼儀や受け身、寝技の練習ぐらいのところまで12時間の授業が終了することもあると聞いていますが、そういう押さえでいいでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

柔道の授業の中身ということでございますが、基本的にやるべき内容につきましては、学習指導要領に示されているものでございます。ただ、あくまでも例示であると押さえております。すべての生徒に学ばさなければならぬことではあります。やはり学習の段階、経験のある生徒もいれば、ない生徒もいる、また個人差もかなり出てくるものと思います。そういうことを踏まえて、無理のない段階的な指導をすることが必要であるということで、文部科学省からもそういう押さえでということでも通知もでございます。また、限られた授業時間の中でやることでございますので、多くの技を取り扱うことはなかなか難しいということもあります。それから、生徒の安全が第一ということは基本でございますので、そういう中でやっていくことになろうかと思いますが、あくまでもこれは柔道というものを取り扱うという学習でございますので、礼法のみとか、柔道の歴史的な背景とか、そういったことのみで終始するということは考えにくいと思いますけれども、あくまでも実態を踏まえながら、技については段階的に指導していくという押さえでやっていくというふうに認識しております。

○佐々木（秩）委員

礼法、歴史を教えて、柔道着に着替えて、それだけで終わるとするのはだめということですね。

ここまで聞いていて、武道というか、柔道を体育の授業の中で扱うのは、個人的にはどうなのかなと思う部分があります。ですが、学習指導要領にのっとってということですから、それをとめるものではありませんけれども、皆さんが本当に御心配しているような深刻な事態に至らないように、細心の注意をもって指導できるようによろしく願いいたします。

◎障害者虐待防止センターについて

続けて、障害者虐待防止センターについて伺います。

これは、今定例会で提出された一般会計補正予算の中に出ておりますけれども、いろいろと調べましたが、障害者虐待防止法が成立しまして、施行が本年10月1日からで、それを受けた形でその条文にある障害者虐待防止センターを小樽市にもつくることになったと伺っております。

まず先に、障害者虐待防止法そのものの成立の経緯や趣旨、主な内容や特徴を御説明ください。

○（福祉）澤里主幹

ただいま障害者虐待防止法についてのお尋ねが何点かございました。まず、同法の成立の経緯についてですが、職場における知的障害者に対する身体的あるいは性的虐待、施設職員による知的障害者に対する虐待、職場や施設内での暴行等の事件が、障害者の人権を侵害しているという問題が表面化してきたことが背景にあったように聞いております。

続いて、同法の趣旨です。これについては、同法第 1 条に目的が定められておりますが、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の早期発見、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者による障害者虐待防止等の支援を行い、障害者の権利利益を守るというのが趣旨となっております。

次に、法律の内容、特徴についてですが、これについては、虐待の起こる場所を家庭内に限定せず、福祉施設内や職場も想定し、虐待を行うものとして施設職員や職場の上司なども含めた対応が記されています。さらには、虐待は虐待者と被虐待者の関係だけにとどめるのではなく、社会全体で共有すべきという考えから、虐待を発見した職員には市町村や都道府県に通報することを求めているほか、国と地方公共団体が障害者の虐待防止、養護者の支援を行うことを義務づけられているというのが内容、特徴だと思います。

○佐々木（秩）委員

この法律において、障害者の範囲について、18歳以下の子供たちは入らないというような話も聞きましたけれども、その辺のところを詳しく説明いただけますか。

○（福祉）澤里主幹

今まで18歳未満の方あるいは高齢者については、それぞれ別の法律に基づいて虐待の防止というのがあったわけですが、今回はそういった方ではなくて、いわゆる障害者の虐待に対応していくという形で、この法律が定められたということになります。

○佐々木（秩）委員

その法律によってできました市の障害者虐待防止センター、10月1日からということですが、その中身について伺います。

センターをどこに置くのか、どのようなシステムになるのか、例えば業務体制や内容といった部分についてお聞かせください。

○（福祉）澤里主幹

障害者虐待防止センターは、実はいわゆる箱物設置ではなくて、後ほど話しますが、虐待を受けた場合の通報の受理あるいは相談、そういった窓口を福祉部地域福祉課に置いて、職員 2 名でこういったことに対応していくことを考えております。センターが行っていることとしては、五つほどございまして、障害者虐待を受けたと思われる場合の通報及び届出の受理並びにその安全確認、二つ目としまして、通報受理後の関係機関との個別支援検討会議の開催、三つ目としまして、障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する相談、助言、指導、4 番目としまして、障害者虐待に関する広報及びその他の啓発活動、5 番目として、障害者虐待防止ネットワークの運営、これらがセンターの業務となっております。

○佐々木（秩）委員

その窓口には、どれぐらいの人員が配置されて対応されるのでしょうか。

○（福祉）澤里主幹

窓口といいますか、この業務を担当する職員として 2 名ということで考えております。

○佐々木（秩）委員

2 名で今おっしゃられたことを対応されるということですが、予想される事例といいますか、件数がどれぐらい

なのか、よほどたくさんあるようであれば、2人であれば非常に大変だと思いますけれども、現在この法律に該当するような事例というのですか、そういう相談があれば違うところへ行っていると思うのですが、現段階で事例は年間で何件ぐらい発生しているのかというあたりを押さえていけば、お聞かせください。

○(福祉) 澤里主幹

予測される件数については、非常に難しい部分はあるのですが、少し古い数字で申しわけないのですが、平成23年3月末の段階で、相談などを受けている相談支援事業所に確認したところ、この法律に触れるかどうかというところまでは判断がつかない部分もあるのですが、年間20件ぐらいと聞いています。

○佐々木(秩) 委員

20件ということで、少なくはないですね。開設が10月1日ということですので、ここまでの段階で、既に準備は相当進んでいるのではないかと思います。周知方法や、地域の関係機関との連絡会議の開催、業務マニュアル、指針等の作成、周知の方法などについては進んでいるのでしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

10月1日が間近に迫っている状況ではあるのですが、実は、国から対応マニュアル等、詳細がまだ示されていない部分がございます。準備作業も進んでいないという状態になっています。ただ、障害者虐待防止センターの関係につきましては、北海道が今、マニュアルあるいは啓発ポスター、チラシ等を作成していて、市町村にそれを示してくれるということも聞いておりますので、そういったものを受けて、早急に業務マニュアル等あるいは関係機関とのネットワークづくりといったことは進めていきたいと思っています。当然私どもとしましては、市のホームページを通じて防止センターの周知を図っていきまし、あわせて、後ほど啓発チラシを1万部ほど印刷しまして、施設や障害者を雇用している団体等に配付して、周知を図っていききたいと考えております。

○佐々木(秩) 委員

先ほど、業務内容のところで聞き忘れたのですが、休日・夜間の対応はどうなっているのでしょうか。やる予定でしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

24時間体制ということで、やはり土日あるいは夜間の閉庁時は、職員が対応できないということで、これについては、一般相談業務も含めて、基幹相談支援センターにお願いしている経過がありまして、通報の受理等について、あらかじめ基幹相談支援センターには要請してございます。

○佐々木(秩) 委員

職員がお二方ということですが、スキルアップが当然必要ですし、そういうための研修の充実等が不可欠だと思いますが、それらの対応についてはいかがでしょうか。

○(福祉) 澤里主幹

障害者虐待防止センターの関係については、これから道も研修等を開催するかとは思っていますが、今のところ何もそういった情報は受けていないのですが、私どもとしましては、権利擁護専門のアドバイザーの派遣を受けて、障害者の権利あるいは権利擁護というものについて理解を深めていって、このセンターの事業に当たっていききたいと考えてございます。

○佐々木(秩) 委員

何となく全体の様子がわかりました。やはり非常に大切なことですが、障害者虐待防止法の趣旨は本当によくわかるのですが、伺っていると、実態が、国から示されていない部分や何か手探りのところもあるという段階で動き出すということで、やられる方にとっては非常に大変だと思いますが、頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

◎カラスの被害とえさやりについて

3 点目は、カラスの被害とえさやりについて伺います。

今日もここに来る途中、自転車で通っているのですが、ゴミステーションのゴミがカラスに引っ張り出されていて、私が自転車でわきを抜けても、そのカラスはよけないで突っついたままという状況がありました。

市民からも、カラスについての相談が私のところへも電話でよく来ますし、町会などでも、ゴミステーションの管理等で必ず話が上がります。カラスにごみを食べられる、非常に非衛生的である、子供がある時期に、6 月、7 月でしょうか、襲われる、後頭部をかすられ、威嚇されて恐怖を感じる、これだけ増えてきて、万が一、鳥インフルエンザが流行したら大丈夫なのか、近所にカラスにえさやりをしている人がいて、早朝に窓をあけて、そこから生ごみを捨てて、その生ごみをねらってカラスが朝から待っていて騒ぐので、向かいの住民が眠れなくて睡眠不足で体調を崩したといった話もありまして、どうしたらいいかという相談があります。

そこで、カラスについて少し基本的なところをまず伺いますけれども、市として、カラスの存在というのですか、カラスそのものの押さえというのはどういうことになっているのでしょうか。市のホームページにもあるようなので、若干見させていただきましたが、御説明をお願いいたします。

○（生活環境）生活安全課長

今、市街地におけるカラスの関係の御質問があったのですが、市のほうの押さえということなのですが、確かにカラスは、気味が悪い、うるさいなどという非常にネガティブなイメージで言われることが多いのですが、一方では、まちなかにいるカラスにつきまちは、生態系の中で、捕食者としての役割を果たしているということで、特定の動物や害虫が増えることを抑制している、あと、木の実を食べてその種子を散布して、植物の繁殖に貢献しているという面もあります。そういうカラスの両面を考えながら、人間も自己防衛策を考えながら、共存していくことが大切ではないかと考えてございます。

○佐々木（秩）委員

そうですね。やはり人間のほうに、ごみの出し方が悪いなどの部分もありますし、もともとカラスが住んでいたところを開発しているという部分もあるので、確かに一方的にカラスが悪いということにはならないと思うのですが、一方で、社会生活ということ考えた場合、やはり対応は必要だろうと考えます。

市として、カラスの小樽市内の、飛び回っているから関係ないのでしょうかけれども、基本の生息数や主に住んでいる場所、環境や住民への影響、被害の実態は押さえておりますか。その被害の実態等、何か内容や件数等がわかればお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

今、御質問がありました中で、まず、市内全体の生息数、生息域なのですが、生息数は数としてはわからないのですが、生息区域も恐らく市内全域になるかと思えます。

あと、苦情の関係で、件数や内容についてなのですが、今年度、まさに今日現在の数を生活安全課の職員に調べさせたのですが、そうしましたら、主な苦情としましては、木などにつくってありますカラスの巣の撤去の依頼が130件、人を襲うなどの関係での被害の相談が37件、先ほど委員から御指摘がありました、いわゆるえさやりに関しては3件、その他一般的な相談として39件ということで、200件を超える相談が来ている状況でございます。

○佐々木（秩）委員

200件を超えるということで、予想より多いと思います。生息数はわからないですね。生息場所については、全体に昼間は都会に出てくる、夜になると山のほうに生息していて巣をつくっていると聞いていますけれども、市はカラスの駆除を行っておりますか。その駆除数、何羽ぐらい駆除しているのか、また、方法とその結果、全体数はわからないですから、その結果、増減ということはきっとわからないのでしょうかけれども、その辺はいかがでしょうか。

○(生活環境) 管理課長

カラスの駆除の関係ですけれども、桃内地区にあります廃棄物最終処分場と、伍助沢地区の旧廃棄物処分場の周辺における農作物へのカラスによる被害防止のため、銃器を使った駆除を依頼するというので、北海道猟友会小樽支部に業務委託しております。また、駆除数につきましては、平成21年度が240羽、22年度が213羽、23年度が103羽と少なくなりましたのですけれども、今年度につきましては、8月までに112羽となっております、また増加傾向にあると考えています。これによりまして、市内のカラスの数が増えているのか減っているかというのは一概に言えないと思います。

○佐々木(秩) 委員

次に、えさやりについて伺いたいのですが、えさをやるという行為について、市としての見解と、えさやりが非常に迷惑しているという通報があった場合の対応についてお聞かせください。

○(生活環境) 生活安全課長

まず、えさやりへの対応ですけれども、実はえさやりそのものに対しては、法的にそれを禁止する規定というのは定められていないところです。鳥獣保護法という法律はあるのですが、同法第8条で、鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲又は採取をしてはならない、ただし許可を受けた場合を除くとなっていて、関係する部分としては、その規定だけなのですが、鳥獣保護法で、特にえさやりについては規定されていないところでございます。

ただ、法的なところではないのですが、市の見解としては、えさやりは地域住民に対して、いわゆる迷惑行為ということになるかと思えます。そういう迷惑行為を行っていることに対しては、やはり市としては、そういうことはやめていただきたいというのがもちろんありますので、えさやりの通報があったときの対応ですけれども、生活安全課に通報がありましたら、現場へ確認に行きまして、もしえさやりの痕跡がある、あるいは現にやっていると目撃したときには、その原因者の方にやめるように指導していくといった対応をしていくものでございます。

○佐々木(秩) 委員

法的根拠がないということですが、他都市では、えさやり禁止条例を制定して、さらに罰則も設けるというところもあるようですけれども、そういう情報など、研究等はしておりますか。

○(生活環境) 生活安全課長

今、他都市の話がございました。他都市の件ということで、関係条例を制定している自治体を2か所見つけたのですが、東京都荒川区と大阪府箕面市で、荒川区は、荒川区良好な生活環境の確保に関する条例で、えさを禁止しているということです。あと、箕面市は、箕面市カラスによる被害の防止及び生活環境を守る条例で、罰金を科する罰則規定を設けて、そういうものを禁止しています。そういう制度を設けている自治体もあるということは私どもも把握しております。

○佐々木(秩) 委員

そういう条例を制定して禁止するということについての市の見解はあるでしょうか。また、そのことも含めて、今後のカラスへの対応について何かあればお聞かせください。

○(生活環境) 生活安全課長

市として条例制定の考えがあるかということは、今後の取り組み方ということだと思いますけれども、まず、条例制定の件でございますが、確かに今申し上げましたとおり、私が確認した中で、二つの自治体がえさやり禁止の条例をつくっている事実があるところなのですが、具体的に生活安全課に来ているカラスに関する苦情のうち、えさやりの苦情が、例えば今年度3件という非常に少ない数であるということがまずありまして、そういう数的に少ない中では、現段階ですぐに条例制定が必要だという状況ではないだろうと考えているところではございません。ただ、今ありましたとおり、確かに既に条例を制定している自治体もございますので、その内容等をさらにい

ろいろと詳しく勉強、研究させていただきながら、今後、私どもで、もし参考にできる部分等がございましたら、そういうことを考えながら取り組んでいきたいと思います。

○佐々木（秩）委員

私も今すぐにこういう条例が必要だとも思いません。冒頭でもあったように、やはりきちんとカラスのことについては、基本的な生態系の問題にもかかわることですから、一方的になくしたりするということでもないですし、カラスの数についても、ごみというか、えさがなければ基本的には自然に淘汰されて減っていくという研究もあるようです。そういう中で対応できればと思えますし、えさをやっている人に対しても、今、自宅まで伺って注意というような方向でやっていただく、柔らかい方法のほうが本当にいいと思えます。今後大変でしょうけれども、よろしくをお願いします。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 59 分

再開 午後 3 時 19 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

一新小樽。

○成田委員

答弁は要らないのですけれども、佐々木秩委員の柔道についての質問を聞いていて思い出したことがあったのですが、先ほど事故が起こらないようにするための話をされていたと思うのですけれども、もちろん授業中もそうなのですが、むしろ休み時間や登下校中などにおいてのほうが、という気がするのです。それこそ私は中学校から柔道を学校の授業でやっていたのですが、中学校 1 年生のときに少しやんちゃな友人がいて、たまにけんかになったりしていたのですけれども、ふだん私のほうが歩が悪かったのです。それで、学校で受け身などの後に大外刈りを習ったのですが、けんかになってもみ合いになったときに、廊下で大外刈りをかけて倒してしまったのです。そうしたら、それを見ていた教員が奥からかけつけて、私は怒られたと。自分の身を守るためにと教わった柔道を使ったのに、なぜそれを使って怒られるのか、そのときは意味がよくわからなかったのです。今、こういう話になっていますが、やはりけがとか、しかも場所が廊下だったので、頭をぶつけるということをきっと考えて、教員はそういうふうには私をしかったのだと思うのです。それで、技を習った後に、何かあったときに使ってみようと、登下校のときなど、とっくみあいになったときに使いかねないということもあるので、身を守るということでたぶん教えるとは思っているのですけれども、使う場所といったところもあわせて御指導いただければと思います。

◎新光保育園と市の保育管理体制について

最初に、新光保育園と市の保育の管理体制について伺います。今回の事件を受けて、基本的には道所管の事項なので本市における管理・監督という部分では非常に弱いとは思っているのですが、改めて本市における管理や権限についてお聞かせ願います。

○（福祉）子育て支援課長

本市の保育体制における市としての管理や権限等についてでございますけれども、認可保育所が行うべき保育等に関する施設としての設備及び運営の基準が遵守されているかどうかということにつきましては、児童福祉法によりまして、都道府県が指導・監督を行うこととされております。市におきましては、児童福祉法第 24 条で市町村の保育の実施義務が規定されておりますが、具体的には、保育所の入所の受付など入所に関する業務、民間保育所に

対する運営費の支弁、保育料の徴収、国庫負担金等の請求及び精算事務、公立保育所を有する場合の保育所の管理、保育所の施設整備に関する業務、保育所の運營業務等に関する北海道との連絡・調整などを担当しているものがございます。

○成田委員

直接的に指導・管理の部分の権限があるわけではないということもありまして、今回の件に関しては、私からも道にいろいろと要望等をしましたけれども、非常に大変だとか、非常に煩雑な手続が必要だと思ったのです。しかし、預けている保護者からすると、行政というのをあまりそうやって分けて考えないのです。道も市も国もとありあえず行政だということで、どこかに連絡したら何とかなるだろうという考えがやはりあると思いますので、市に連絡があったけれども権限がないからあまりできないというのではなくて、その辺の結びつきというのはしっかりとなされないといけないと思いますので、これから先、その部分の連携をぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それで、1点確認したいのですけれども、今回の件に関して、新光保育園にかかわって、被害者から通報された状況について、改めて細かく、いつ通報があったかということだけ確認としてお聞かせ願ひします。

○（福祉）子育て支援課長

今回の通報にかかわる経過でございますけれども、最初は、7月25日の午後に当該保護者から当課へ電話での連絡がございました。昨年、子供が給食のことで担任の保育士からしかられたり、たたかれたりしたなどの話があり、子供がこのような状態に至ったのは当該保育園の問題ではないのかと、そのような概略でございます。その後、同日夕方に新光保育園に電話で連絡し、新光保育園としては次の日の会議で確認することでしたので、報告するように依頼いたしております。翌7月26日、園長から市へ連絡がございました。市としては保護者へ連絡し、この後に新光保育園と保護者との話し合いがあるとのことでしたので、その話し合いでまだ納得のいかないことがあれば、再度連絡をいただくことにしたというのが当初の経過でございます。

○成田委員

特に、今回の第一報があつてから大体2か月か、1か月半ぐらいですか、決して遅かったとは思わないです。むしろこういう案件に関して他の事例を見ていると、早く対応したほうだと思っています。一方で、この新光保育園に関しては、以前から苦情が入っていたという御答弁を、私の一般質問でいただきました。それで、新光保育園に関してはいろいろな情報が流れてきますけれども、過去の話も含めて、昨日までの段階で、どういった形で新光保育園に対して、道と一緒に指導されてきたか御説明いただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

道への連絡は8月2日になりましたけれども、この内容についての事実確認が後志総合振興局においても必要であるということで、道のほうで、8月6日から8日までの期間、新光保育園の関係者からの事情聴取、8月22日には、後志総合振興局によります運営指導が行われまして、それにつきましては、市も同席させていただいているところでございます。

○成田委員

道との指導の中で、新光保育園の改善に向けて強く指導したということが具体的にあれば、そこもあわせてお聞かせ願えますか。

○（福祉）子育て支援課長

今回の事案の中で、この保育士の行為等につきましては、たたくなどの行為はなかったと確認されておりますけれども、子供を怒った際の言い方がきつかったことや、給食時間に子供が泣いていて、そういった面から、ほかの児童への影響も考え、廊下に出たことなどもございまして、当該行為はやはり不適切な行為であると、そういった面で大きな問題であるという点と、例えば廊下に出されていたのを他の保育士が見たときに、立たされているのではないかなどとの認識もあり、園内においてきちんとした情報共有などがなされていないように、管理体制

においてもやはり不備があったのではないかと、そういった面も大きな重点として指導があったものと受け止めております。

○成田委員

今回の件に関しては、市内でもいろいろなところから私に対して反響の声がありまして、新光保育園の件もそうですけれども、それ以外にもほかの保育所でもこういった行為があるのではないかと、自分の子供がこの保育所でこういう行為を受けたことがありますと、実際に受けられた方の話も聞いています。ただ、事実確認や裏どりがしっかりとできていないので、ここで話すことではないのですけれども、少なくとも、新光保育園に限らず、小樽市の保育体制が非常に時代遅れになってきている、昔ながらの保育体制、昔はそういった形で怒って言うことを聞かない子に非常に厳しくやったという話も伺いますが、その中で小樽市はそういうところが若干まだ現代の保育の体制になっていないというような話も伺っています。

そのような中で、今回、報道されたことも含めまして、現在までにおいて、本市における保育施設に関してのこういった苦情や相談といったものが、新光保育園以外についても市にありましたか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所の担当課でございますので、保育所利用者が大半でございますけれども、そういった御連絡というのはございます。

○成田委員

あるということで伺いますけれども、それに関してはどのぐらいの件数があるのか、お聞かせ願えますか。

○（福祉）子育て支援課長

私どもで把握している内容でございますけれども、直近 3 年間ということで、平成 21 年度分から申し上げます。21 年度においては 4 件ございました。22 年度においては 13 件ございました。23 年度においては 12 件、24 年度においては、現在まででございますけれども、7 件ございまして、延べ 36 件という状況でございます。

○成田委員

正直に言って、思ったよりも多いと、複数件、10 件以上あった年度もあるということで、当然こういった相談や苦情があれば、所管が道、知事ということになりますから、道への相談もされていると思うのですけれども、こういった市に寄せられた苦情や相談に関しては、後志総合振興局にしっかりと伝えているのでしょうか。その辺の連携はどうなっていますか。

○（福祉）子育て支援課長

個別に 1 件ずつ伝えるということはありません。ただ、後志総合振興局の担当課と、指導・監査以外にも話す機会がございますので、状況がある程度まとまったときには、市内の状況ということで伝えているということはございます。

○成田委員

こういった実態もありましたから、今後そういった部分に関しては、今よりもしっかりとアンテナを張っていただいて、こういったことが起きないように、若しくは今そういう話があるのであれば、引き続きこの部分に対してしっかりと調査等をしていただきたいと思います。

最後に伺いますけれども、今回、新光保育園に関しては、第三者委員の活用ということで、指導通知文が道から行っています。こういったことに関する苦情の解決に関しては、保育所の入口などに、第三者委員へ 1 回連絡してそういった苦情をしてくださいと掲示している、保育所に直接言っても、利用者と施設の関係ですから、やはり強い弱いがありますから、そういったことをやっている保育所もあると聞きます。

そのような中で、本市の保育施設において、第三者委員というのがしっかりと各保育所に設けられているのかどうか、活用されているのかどうかお聞かせ願えますか。

○（福祉）子育て支援課長

保育所の苦情解決制度の中での第三者委員の設置でございますけれども、国から示されている考え方としまして、社会性や客観性の確保、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を図る、そういったことを目的として、第三者委員を設置することになっております。

公立保育所の場合は、第三者委員が 3 名おり、民生・児童委員 2 名と社会福祉士 1 名ということで設置しております。この苦情処理体制につきましては、道の指導・監査の際にも、一つの項目になっておりますので、他の民間保育所においても、第三者委員の人数の違いはあるかもしれませんが、基本的なものは民間保育所においても構成されているというふうに認識しているところでございます。

○成田委員

第三者委員ですけれども、市の場合は完全に外部という形で設けられているとは思いますが、第三者委員といながら、その保育所の理事等がなっている場合もあるのではないかと思いますので、そういったところについては、第三者の定義をしっかりと定めて、各保育所に周知していただきたいと思うのですが、それについて御答弁をいただけますか。

○（福祉）子育て支援課長

今、申し上げた第三者委員の設置目的のほかに、どういう方が望ましいかという選任についても、考え方が通知の中に若干出ておまして、苦情解決を円滑、円満に図ることができる者、また世間からの信頼性を有する者というふうにされております。今、話があった関係につきましては、基本的には北海道の指導・監督事項の中に入るものでございますので、そうした前提もございまして、今後、後志振興局と話す機会がございますので、そういった趣旨は伝えたいと思っております。

○成田委員

ぜひ、小樽の子育てのために、その部分はしっかりとやっていただきたいと思っております。

それで、今定例会もそうですけれども、いじめの問題がすごく出てきていますが、果たしていじめの問題が学校だけの問題なのかという、これは違うと思うのです。そういった虐待に近いような、若しくは不適切な行為をされてきた子供が保育所で育って、幼稚園で学んできて、それで小学校に入って、小学校の教員と保護者にそのままお任せしますという形で、そういうバトンタッチの仕方をされてしまえば、ここでいじめが起きて、だれが悪いという話になってしまうと思うのです。果たして学校だけが悪いのか、保護者だけが悪いのか、やはり子供の人間形成にかかわる最初の時期ですから、そういう不適切な保育がないよう、そういった虐待のようなことがないよう、しっかりと配慮していただきたいと思っております。

◎市民会館などの運営について

次に、市民会館の運営について伺います。

苫小牧市議会議員に何人か知り合いがいて、その中で伺った話なのですが、平成 22 年度に苫小牧市文化会館の新しい指定管理者を選定しようとしたときに、金額面だけで選定したら、実績が全然なく、そのまま文化会館を運営させようと思っても、まず無理だろうという候補が選定される結果になって、1 度選ばれた候補について、議会において全会一致で否決されたということがあったそうです。その一番大きな理由は、音響や照明舞台にかかわる実績が全くなかったということがあったらしいのです。

それで、本市においても、市民会館等、ホールや音響を使うようないろいろな施設があるのですが、そういった施設をお任せするときに、もちろん金額的に努力されている企業を使うことは一つの大きな指針であると思うのですが、だからといって、全く運営できないというのも非常に困った話になると思いますので、この部分について、本市では、どのようにその辺のバランスを考えて選定されているのかお聞かせ願います。

○（生活環境）辻主幹

小樽市では、市民会館、公会堂、市民センターの 3 館を一括とした指定管理者の公募を現在行っているところでございます。選考に当たりましては、文化ホールの運営ということにかんがみ、ただ単に管理費用が少ない企業というのではなく、安定したホールの運営という面も重要視しております。

そこで、今回の公募に当たり、音響、照明、舞台設備の操作等に熟練し、3 年以上の実務経験を有している者の配置を義務づけ、職務経歴書を提出させることにしました。最終的には、施設の管理を安定して行うことができること、効率的、効果的に管理ができること、公平性、公正性の確保ができること、収入増ができることなどのバランスを勘案して、小樽市公の施設指定管理者選考委員会が決定することとなっております。

○成田委員

私は、いつも病院局の部分に関しては、会計のところ、ここは赤字だから非常にきつくやってくれという形で、お金に関してはシビアに言っているのですが、その一方で、ほかのところに関しては、地元企業を使うとか、そういったお金が安ければ安いほうがいいといったことはないです。そういう部分はしっかりと、結局使うのは市民ですから、市民がそういった形で混乱しないよう、うまくバランスのとれた設定というものをさせていただければと思います。

◎妙見川と小樽運河のごみについて

次に、妙見川と小樽運河のごみについて伺います。

この間、9 月 6 日ですか、妙見川にごみが落ちているという話を聞いて、そもそも小樽運河が汚れている原因、なぜこれほどごみがわき出するのか、海から漂着しているわけではないと考え、やはり川から流れ込んでいるとしか考えられないわけですが、そういうわけで、9 月 7 日の早朝に、下流から上流に上って行って、ごみが落ちていないか、どういう状況なのか、だれかが上流で捨てているのではないかと調べてきました。

そのような中で調べたら、最初のほうで、道道小樽港線付近に、市指定の黄色いゴミ袋に入ったごみが落ちていたり、それ以外にも明らかにまとまったごみが、家庭ごみでしょうか、落ちていたりするという状況でした。それを 9 月 8 日に、運河を清掃するイベントがあったので、拾おうかと思ったら、生活環境部が気づいたようなかわからないですけれども、行ったらもうきれいになくなっていました。手回しが早いなと思ったのですが、結局妙見川にごみが捨てられているから小樽運河が汚いという状況であれば、やはり観光にも非常に影響があることだと思います。今、妙見川のごみに関する実態については、どのように把握されているのでしょうか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

実は、私どものところにも、委員からお話があったときに、私も昨年度異動してきたのですが、昨年、市民から、妙見川にごみ袋を捨てている者がいるという通報を受けたことがありまして、当然、委員もおっしゃるように、あそこにごみを捨てると、結構広い流域なので、そのまま場合によってはどこかに引かかるかもしれないですが、ある程度下流のほうに行くと、完全に川の流れに沿って、運河に入っていくという状況があります。私どもでも、ある程度そういった実態を、要するにいわゆるそういう人物がいるということは認識しております。

○成田委員

やはり人為的なものが大きいかと思います。いたずらでやっているのか、それともごみを決まった日に捨てるのが面倒だから適当に捨てているのか、たぶんいろいろな見方があると思うのですが、やはり運河にまで流れていくと、非常に見るにたえない状態になってしまうわけです。

そのとき見た中では、市指定の黄色い袋に入ったごみもあったのですが、中には、きれいに周りのビニールをはいで、ふたもしっかりと外して、きれいに洗ったペットボトルが入っている袋が落ちていたのです。ここまできれいに洗っているペットボトルをまとめているのに、なぜこのように捨てられているのか考えると、明らかにそのペットボトルを洗った人、使った人が捨てたとは思えないのです。だれかがいたずらで捨てている可

能性が高いと思います。

9月6日に安齋議員と一緒に川を歩いたのですが、安齋議員がゴミ袋を一つ拾って、中を見てみるかと思ってあげたら、物の見事に一発で怪しいDVDを拾い上げて、結局このゴミはどうするのか、怪しいDVDが運河の近くを流れていたなら、やはり景観が非常に悪い状態です。その辺は、もちろん市が調査してくださいという話ではないですし、こういったゴミ拾いの啓発もそうですけれども、川を含めて私たちもまた調査していきたいと思えます。そのような中で、犯人が見つかった若しくは目星がある程度ついた場合、本市でどのように対応していくのかお聞かせ願えますか。

○（生活環境）廃棄物事業所長

これまででも何回か、そういった通報があった場合には、私ども職員が行ってゴミを回収しましたが、なかなか証拠が出てこないのが大部分でございます。ただ、当然その中身によっては人物を特定できることがありますので、そういった場合につきましては、本市でも例えば警察に通報するなど、連携しながら犯人の特定ということもやってございますので、今後もそういった形で証拠品等が出れば、警察と連携してやっていきたいと思っています。

○成田委員

もちろん、これは行政だけにお任せする話ではなく、市民啓発も含めて私たちも協力していきたいと思っています。

◎市税の滞納について

最後に税金の滞納について伺います。本市の企業の中で、当然ながらなかなか経営がうまくいかなくて、税金を滞納しているところが幾つかあるとは思いますが、そのような中で今後は、税金の滞納額の多い少ないといったところを、多いから税滞納について何か優遇するとか、そういったところをカットするとか、そういった一部だけが有利になるような対応をしていくことはもちろんないと思うのですが、そういうことはしないですねという確認をさせてもらってよろしいですか。

○（財政）納税課長

税の滞納の御質問ですけれども、企業、個人にかかわらず、税を滞納されている方がいらっしゃいます。その場合、財産があるのに納付されない場合には、最終的には滞納処分という形になるのですが、大抵その前に納税相談などを受ける中で、いろいろな収入状況あるいは支出状況を聞きながら、どういうふうに税を払っていきまつかということで納税計画を立てていただきます。その納税計画に従って、滞納している税額を支払っていただいているというのが、一般的な事例です。

○成田委員

もちろん納税計画を立てて、そのとおりのまぐ全額払える企業もあれば、そうではない企業もあると思うのです。そのような中で、滞納をずっと続けて、市も税額が入らなくて何も打つ手がない、やりたいと思うこともできないという状態が続くぐらいであれば、例えば滞納している企業が持っている遊休資産や不動産、フロアといったものを市がいったん借り上げて、それを首都圏のIT企業などに格安若しくは無償で貸して、税金滞納額と相殺することによって、企業誘致を図れないかと考えたのです。それが一つの優遇につながるのではないかと話もあるかもしれませんが、結局滞納していて、ないそでは振れないのです。そのままずっと滞納するのを待っているのであれば、例えばどこかのフロアを借りて、1,000万円を市が払って、その1,000万円は滞納分として受け取る。そのフロアに格安で首都圏からIT企業を誘致し、雇用を創出し、人口を増やす。そのような形で少しでも、今、滞納している企業の遊休資産を活用していくということは無理なのでしょうか。

○（財政）納税課長

例えばアパート経営でよく相談を受けるのですが、アパート経営をされている方から、入居者が少なくて部屋があいているので、維持・管理にばかり費用がかかって、税金のほうにはなかなか回せないという話をよく聞きます。一方で、同じように空き室があるのだけれども、何とかやりくりをして税金を払っているという方もいら

っしゃいます。そういった中で、要するに払えないから何か税のほうで対策をとるとか、払えているから何もしないとか、そういう特定の方に税の部分で何かをするということは、なかなかしづらいと思っています。

○成田委員

これ以上話しても、なかなか公平性という部分で、もちろん難しいことは承知しているのですが、なぜこのようなことを今言っているのかという話になると、東日本大震災以降、リスクヘッジのために、北海道、地震が少ない場所へIT企業が移るといった話が首都圏で出てきていると友人からも聞くのです。その中で、こういう形が適切なのかどうかわかりませんが、少なくとも税滞納している企業が遊休施設を持っていて、その活用が図られていないということがありますので、さまざまな方法をもって、これは今しかできないと思います、5年後、10年後になれば、誘致しようと思っても既にリスクヘッジをできてしまっていて、例えば九州に移りましたなどということになりかねないので、今は言ってみれば一番営業ができる時期だと思いますので、この答弁は要らないので、ぜひお考えいただきたいと思います。

○委員長

一新小樽の質疑を終結し、共産党に移します。

○川畑委員

それでは、私からは、2点にわたって質問させていただきます。

◎中央バスへの要請について

1点目は、中央バスへの市民要求について改善要請することです。

先日、私が所属している町会の行事の中で、中央バスへの要求があったわけです。それで、小樽市からの改善要請をお願いしたいという要望がありましたので、この場でお願ひしたいと思っています。

3点ほどあります。1点目は、高速バスが今塩谷地区に停車していないことです。高速バスが小樽駅を出発すると、塩谷地区には小樽駅側から塩谷、塩谷文庫歌という停留所があるのですが、そこでは停車しません。現在、塩谷地区で停車するのは、中央バス塩谷線、余市線、積丹線で、塩谷と塩谷文庫歌の停留所にとまりますが、高速しゃこたん号、よいち号、いわない号、ニセコ号はとまりません。また、中央バスの系列のニセコバスがあるのですが、塩谷で停車するだけです。これまで住民からそういう要望があったので、これまで中央バスにこういうことを要請したことがあるのかどうか、その状況についてわかればお聞かせください。

○（生活環境）生活安全課長

停留所の関係で市から要請したものがあるかという御質問かと思いますが、今のお話の要望を、市で受けたことがなかったものですから、市から中央バスに話をしたということは、これまではありません。

○川畑委員

私が調べたところによりますと、国道5号等、塩谷地区とほぼ同じような条件にある蘭島地区では、停留所がまちなかに三つほどあるのですが、蘭島の停留所では高速バスをはじめ、ニセコバスもとまるのです。同じような条件にある塩谷では一切とまらない。そういうことでぜひとまるよう、要請してもらいたいというわけです。塩谷地区に住んでいる住民は、中央バスで岩内、倶知安、ニセコ等に行く場合、いったん小樽駅まで出てこなければならぬ状況にあるのです。塩谷と小樽駅の間は、市内線ですから210円かかるわけです。塩谷文庫歌から小樽駅になると240円かかるのです。そういう強い要望がありますので、改めて市としても、住民の足を確保するというか、そういう利便性を確保する意味でも要請していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（生活環境）生活安全課長

塩谷地区の停留所に高速バス停車を求めていくという要望でございます。この件に関しましては、中央バスに現行の状況について、どういう考え方で行っているのか確認しましたところ、まず、高速バス、今お話がありました

しゃこたん号、よいち号、いわない号、ニセコ号につきましては、おっしゃるとおり、小樽駅を発車しまして蘭島までとまらない、そしてそこから先は、それぞれ目的の町村に入りまして、そこでとまっていくという状況なのですけれども、それに関しまして、どういう考えかといいますと、基本的に中央バスでは、高速バスについて、例えば小樽駅と拠点の町、余市町や積丹町、ニセコ町などとなるべく早い時間で結ぶ、拠点間の移動が、まず大原則と考えているようにございます。そうした中では、どうしてもいち早く移動するという中では、市内の地区単位、例えばオタモイや塩谷などの地区単位で停留所を増設していくことは、現在の状況ではなかなか難しいという話があったところでございます。

その中で、市として要望していけないかというところでございます。確かにそういう市民要望もございますので、それはもちろん中央バスに伝えていかなければならないと思うところでございます。ただその中で、中央バスも公共交通を担っているという、いわゆる公的な面も確かにあるのですけれども、その半面、一民間企業であるということで、どうしても経営上の判断も出てくると思いますので、中央バスがそういう面を判断して、停留所設置の可否を検討されることになるかと思うのですが、その考えを私どもも尊重していければと思っております。

○川畑委員

ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

二つ目に、同じような問題で、塩谷文庫歌停留所までを市内料金にしてほしいという要望があるのです。

市内線の塩谷線は終点が塩谷海岸というところになります。塩谷のバス停から塩谷郵便局の前を通過して、二つ目の停留所で終点になるわけですが、塩谷文庫歌は塩谷の次の停留所にもかかわらず240円で、市内線よりも30円高くなるのです。塩谷文庫歌と塩谷海岸は、塩谷のバス停からの距離がそれほど変わらないのです。ですから、そういう点で、こういうふうになっている現状についての経過、あるいはそのことが中央バスと話し合われたことがあればその経過をお聞かせいただきたいと思ひます。

○（生活環境）生活安全課長

今の御質問は、塩谷文庫歌の停留所までを市内の均一料金と同じにできないかということかと思ひますけれども、現行料金では、小樽駅から塩谷文庫歌までは240円、小樽駅から市内線の塩谷線の終点である塩谷海岸までは210円となっております。料金がなぜ違うのかというところなのですけれども、この件も中央バスに確認しました。そうした中で、まず塩谷海岸、塩谷線の終点なのですけれども、ここは均一運賃区間である市内線の最終の停留所だという扱いになっておまして、一方で、塩谷文庫歌は郊外線の停留所、郊外線というのは料金均一区間ではなくて、対キロ区間運賃設定であるという違いがありまして、料金の違いが生じているということです。

そうした中で、距離の話なのですけれども、塩谷海岸の停留所なのですが、中央バスから聞きましたところ、かつて塩谷線は、塩谷からもう少し余市側へ国道5号を進んだところに、自動車整備振興会というところがありますけれども、あそこで旋回して、また市内に戻ってくるという形で運行していましたが、国道5号の拡幅によりまして、あそこで旋回ができなくなったという事情があったために、現在、塩谷線は旋回するために、塩谷から塩谷海岸まで入っていきまして、塩谷海岸において旋回して、また市内線として戻ってくるという形で運行しているそうです。その旋回のために設けた停留所だということでありまして、そういう事情もあるものですから、確かに距離については、塩谷を越えてしまつて塩谷文庫歌と同じような距離になってしまうのですけれども、そういうかつて旋回していた事情もあったものですから、あくまでも市内線の旋回場所という意味合いもありまして、こちらにつきましては210円の区間にしていると聞いておられます。

○川畑委員

これは、市に交渉してもらっただけでは解決しないと思ひますので、いろいろな方法を考えていかなければならないと思ひます。

三つ目に、長橋十字街にバス停があるのですが、要するにセブンイレブンの前ですけれども、そのバス停に腰掛

けがないために、高齢者、買物をされた方、病院帰りの方が立ちっ放しでつらい思いをしています。ぜひそこに腰掛け等の設置をお願いしたいという要望です。

状況を見ると、確かに長橋十字街の近くは、病院やスーパーなどの施設がたくさんあるところでは、オタモイや塩谷、蘭島、余市方面から病院に通う方が、帰るときのバス停として一番活用されるのではないかと思いますので、今まで中央バスとの話の中で、そういう話が出たことはないかどうか、あわせて報告をお願いします。

○（生活環境）生活安全課長

長橋十字街のセブンイレブン付近にベンチを置いてもらえないのかという御質問でございました。これにつきましては、正式に、例えば町会等から市に対しての要請というものは、今までにあったということはないです。

○川畑委員

中央バスとの話はないですか。

○（生活環境）生活安全課長

私どもと中央バスの間には、町会単位で要望等が出てきたという話はないですけれども、個人的に要望があったというところでの話は聞いたことはございます。

○川畑委員

まずはそういう三つの点で中央バスに要請していただきたいということを改めてよろしくお願いします。

◎ふれあい見舞金の復活と福祉灯油の取組について

次に、ふれあい見舞金を復活してほしいという要望です。福祉灯油助成事業から現在の社会福祉協議会と共同募金会の単独事業になるまでの経過について、簡単に説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

福祉灯油助成事業から現在の社会福祉協議会と共同募金会の単独事業になるまでの経過についてでございますけれども、まず昭和50年度、福祉灯油助成事業というものを市が行っております。これについては、当時、灯油価格が高騰していたので、支援を必要とする方に対し、灯油の助成券というものを配付したというのが始まりでございます。その後、平成元年度でございますけれども、灯油価格が比較的低位で安定してきたということもありましたので、福祉灯油を廃止しまして、市と共同募金会、社会福祉協議会の三者共同で、ふれあい見舞金という現金を配る形にかえました。これまでそういう形でやってきまして、19年度までは同じ形でやってきました。この19年度ですけれども、灯油価格が異常に高騰したということもありまして、ふれあい見舞金とは別に福祉灯油、これは灯油を購入するための現金を交付するというものでございますが、ふれあい見舞金とあわせて福祉灯油を実施したのが19年度です。このふれあい見舞金、福祉灯油ともに、市と社会福祉協議会、共同募金会が共同で行いました。翌20年度、灯油の高騰はまだ続いておりました。この20年度に、かかるお金も非常に高額になるものですから、すみ分けをしようということで、福祉灯油は市が行い、ふれあい見舞金は社協と共同募金会が行うということで、20年度についてはすみ分けをしております。21年度、22年度でございますけれども、福祉灯油を行うほどの灯油の高騰はなかったので、ふれあい見舞金だけという形になりましたけれども、共同募金の集まりぐあいもあまり芳しくないもので、市にふれあい見舞金の一部を特別に補てんしていただきたいという話がございまして、特別に補てんしたのが21年度と22年度でございます。23年度、その補てんについては、福祉灯油は市、ふれあい見舞金は社協と共同募金会が行うことを改めて確認しまして、23年度は社会福祉協議会、共同募金会の事業として行っています。名称としては長寿見舞金というものに変わって、高齢者を対象に、77歳、88歳、99歳、100歳の四つの年齢に区切りまして、それまで一律に2,000円を交付していたものを3,000円から1万円の見舞金を高齢者に交付したというのがこれまでの経過でございます。

○川畑委員

それで、ふれあい見舞金であったときの趣旨とそれから当初の趣旨とのねらいの違い、要するに、特に対象者に

相違点があったのかどうか、その辺がわかればお聞かせいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

当初は福祉灯油助成事業ということで、対象者は高齢者の方、母子世帯の方、障害者の方ということで、灯油を購入するためだけに限定した助成券を配っていたということでございますけれども、ふれあい見舞金になって、その対象は基本的には変わっておりませんで、灯油の助成券ではなく、冬季の支援金ということで現金を配付したということございまして、趣旨として変わりはないと考えております。

○川畑委員

要するに、趣旨としては低所得世帯への冬季支援金だということなのですね。そういう趣旨であったのですけれども、これに対して、歳末たすけあい募金の本来のねらいとは違っているのではないかという、市民からのいろいろな疑問が出されていると思うのです。いろいろと聞いてみると、問題点としては、低所得世帯の支援金とならないで、年齢のみの区切りで配付されているのではないかと、そうすると、募金を出した方々が助け合いとして募金した趣旨が伝わらないのではないかと、ということが言われているわけですが、なぜこのようになったのか、その辺がわかれば簡単に説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

なぜそのような形になってしまったかというのは、先ほど説明しました平成23年度について、市の補てんを行わなかった関係で、市から、所得の情報というものを提供できなくなったというのが主な要因でございます。

○川畑委員

ということは、平成21年度又は22年度は、募金状況の悪化があったから市が補てんしてきたと。それで、低所得者向けに配付していたわけですが、このときの個人情報の関係なのですか、個人情報について特に問題にはならなかったのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成21年度、22年度は、特別の補てんということで1世帯当たり400円支出してございまして、市の事業となっておりますので、個人情報の提供については、問題はございません。

○川畑委員

要するに市が共同だったために、情報については一定程度入れてあるということなのですね。それで、ふれあい見舞金が平成23年度から社協と共同募金会の事業として整理されているわけですが、本年第2回定例会の予算特別委員会の中で、歳末たすけあい募金の使い道について社協とも話して、よい方向に持っていくべく協議したいという答弁があったと思うのですが、その点では具体的に方策はあったのかどうかお聞かせいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

第2回定例会の予算特別委員会の際には、私ども福祉部から社協に話をしている方向に持っていくように協議をしたいという答弁をしています。社協には申入れをしました。実際、市にも、所得が一定程度以上ある方にもこの募金が行くのはおかしいのではないかと話も来ています。また、民生・児童委員が実際にお配りするので、民生・児童委員にもそういう声はかなり届いたと聞いておりますので、配付方法、配付先について検討できないか、もっといい方向に持っていけないかということで話をしましたところ、一度このように年齢を区切って配付したものを、180度違う方向に持っていくことは難しいというお話もありましたし、支援が必要な方、所得が一定以下の方の情報がないと、この歳末たすけあい運動の趣旨となります、支援を必要とする方に対する配分は難しいのではないかと、私どもも情報提供に向けてはその後いろいろと検討しているところでございます。

○川畑委員

そういうことで、低所得者に対する支援が必要だという、当時の対象者に戻すためには、そういう体制に戻すた

めには、どのような情報や資料が必要になってくるのか、わかれば聞かせてほしいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

当時の対象者に戻すということですが、今申し上げたとおり、所得の情報がなければ、以前の対象者に戻すことはできませんし、財源の問題もありまして、歳末たすけあい運動の共同募金は年々減少傾向にありますから、こちらの財源が以前のように、募金をもっと多く集まるということが必要になると考えております。

○川畑委員

例えば募金が一定程度集まったとして、社協や共同募金会が単独事業として行う場合に、低所得者へ配付するために、市が保有している個人情報を提供することはできないのかどうか、その辺はどうでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

市が持っている個人情報を第三者に提供する場合には、小樽市情報公開・個人情報保護審査会に諮らなければなりません。現時点で考えていますのは、個々人の税情報、だれが幾ら払っているという情報の提供は恐らく難しいだろうということで、一定程度の所得の方の額は出ていないですが、対象者リストのようなものは出せないかということで、この審査会に諮る方向で検討しています。

○川畑委員

それで、小樽市共同募金委員会の審査委員会で検討されていると思いますが、具体的な検討がされるのか、どのような検討がされるのか、中身がもしわかれば聞かせてもらえますか。

○（福祉）地域福祉課長

共同募金委員会の審査委員会で配分をどのようにするかという決定については、今のところ聞いておりません。

○川畑委員

基本的に皆さんから集めた募金が配分されるときには、やはりその目的を達成するためにいかに努力するかということが大事だと思います。それで、このふれあい見舞金の制度を元に戻すことによって、市が幾らかの補助をすることによって、低所得者の冬支度に活用できるのではないかと思いますので、そのことも強く求めたいと思います。

次に、福祉灯油の問題について若干質問したいと思います。平成19年度と20年度に福祉灯油助成事業を実施しているわけですが、厚生常任委員会等におけるこれまでの議論の中で、実施の基準となる灯油価格がまだ1リットル当たり90円前後ではないかと聞いて、そう思っているわけですが、実施する価格の検討はどのようにしてとらえているのか、もしあったらお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

これまで答弁している内容は、確かに90円が目安ということですが、幾らになったら実施するというのではなくて、目安としては90円ですが、そのほかに国や道の財政支援、市の財政状況を総合的に判断して決定することにしております。

○川畑委員

資料要求をしていた小樽市内灯油平均価格の推移の一覧表が手元にある方もいらっしゃると思うのですが、これを見ると、平均で見ても、平成23年度、24年度は、89円30銭ないし40銭、一方、福祉灯油が実施された19年度が84円80銭という状況なのです。今後、灯油価格がどういうふうになるかというのも問題になると思いますけれども、今、灯油が高値安定という状況にあるわけで、ぜひ今の福祉灯油を実施することによって、冬支度を援助してはどうかと思うのです。それで、道に対する補助金の申請が必要だと思うのですが、それは今、されているのかどうか、もしされていればお聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

道の補助金の関係ですが、地域づくり総合交付金というものがございまして、これまで福祉灯油をやった

際、この交付金を受けております。これについては、6月に要望があるかどうかという照会が来ておりまして、小樽市では実施するかどうか未定でございましたが、一応要望ありということで回答しておりまして、8月になってある程度その額は確保できたという通知をいただいております。

○川畑委員

そういう点では、福祉灯油の実施の見通しも少しあるのかなと思うわけで、今後の灯油価格については、見通しもまだつかみきれないところはありますけれども、ぜひ実施を前提にして進めていただきたいと思います。最後にもし意見がありましたら、お聞かせください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉灯油については、平成20年度に整理したとおり、市が責任を持って行うこととしておりますので、11月以降、冬季の灯油の価格状況を注意するとともに、国や道の支援の状況も注目してまいりたいと考えています。

○中島委員

◎白菜の浅漬けを原因食品とする食中毒事件について

それでは、白菜漬けのO-157による食中毒について若干質問いたします。

今回、報道などで御承知のとおり、札幌市などの高齢者施設の入所者が腸管出血性大腸菌O-157に感染して、食中毒が発生して、4歳の女兒を含む7人が死亡するという大きな被害が起きております。札幌市保健所の調査で既に原因も突き止められまして、西区の岩井食品というところが原因施設で、そこが製造している白菜の浅漬けが原因食品であるということです。現在、営業停止処分中で調査が続いている段階です。

今回の食中毒の発症者数や感染地域ということで、被害地域について、小樽市、札幌市、道内の保健所管内ごとにお知らせいただきたいと思います。

○（保健所）生活衛生課長

今回の浅漬けの件の被害状況、小樽市の対応につきましては、厚生常任委員会でも報告を予定しております。

初めに、被害状況についてでございますけれども、道内保健所管内では、患者数60名、入院者数50名、死亡者数3名となっております。札幌市保健所管内では患者数94名、入院者数65名、死亡者数4名、旭川市では患者数2名、入院者数2名、函館市では患者数1名、小樽市では患者数2名、入院者数2名、さらに道外では患者数7名、入院者数5名で、合計で患者数166名、入院者数124名、死亡者数7名となっております。

○中島委員

小樽市で2名という答弁でしたけれども、これは小樽市内で発症したということなのか、また小樽市内にこの製品を納入して発症した事例や経過はなかったのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

今回、浅漬けを食べて患者として認定された方が小樽市内には2名おります。この2名は、札幌市内の飲食店で食事をして発症したものでございます。2名とも60歳代の女性で、うち1名は7月31日に食事をした後、8月6日に発症、同日、札幌市内の病院に入院いたしまして、その後、回復し、8月12日に退院しております。もう1名につきましては、8月1日に食事をした後、8月5日に発症、次の日に小樽市内の病院に入院し、13日に退院しております。2名とも今は退院して元気で過ごしております。

さらに、小樽市内への流通についてでございますけれども、市内のスーパーや飲食店については、当該浅漬けについて納入は確認されておられません。ただ、札幌市から8月22日に、小樽市内の社会福祉施設1施設に対して当該浅漬けが納入された可能性があるとの連絡がございました。本市保健所で施設を調査したところ、当該品につきましては、8月2日、連絡があった20日前に全部消費されておりまして、保存食の保存期間2週間を過ぎておりまして、残品については残っておりませんでした。ただ、O-157等の食中毒を発症している方は幸いなことにおりませ

んでした。

○中島委員

同製品が納入されたといいますが、高齢者施設でなくて社会福祉施設ということで、被害にならなかったのかなという点では幸いだったと思います。

報道によりますと、小樽市保健所は、漬物業者に対して道に先駆けて立入調査をされたということで、6施設を調査していますが、その調査について、大体でいいのですけれども、どのような項目で、結果がどうだったのかという中身を簡単に報告いただけますか。

○（保健所）生活衛生課長

漬物製造施設への立入検査の結果ですけれども、8月16日から21日までの間、浅漬けを製造している市内の6施設を中心に漬物製造施設を検査いたしました。検査項目につきましては、道の検査項目と合わせて44項目の調査をいたしました。結果の概要につきましては、法令違反があるなどの大きな問題点がある施設はありませんでしたが、浅漬け専用の機具を使用していなかった施設が2施設、自主検査をやっていなかった施設が5施設、従業員の検便をやっていなかった施設が4施設、さらに、今回一番問題になっている、野菜を洗浄後に消毒しているかどうかという部分については、残念ながら6施設とも消毒しておりませんでした。

○中島委員

大きな法令違反はなかったといいますが、原材料の殺菌をしているところがゼロだと、6施設全部が水洗いでやっていたということになります。これは、道の調査報告でも全体の7割が消毒液を使っていなかったという報告ですから、こういう現状かなと思います。ただ、大事なことは、検査項目のうち、いわゆる細菌検査については、先ほどの答弁では5施設と聞いたように思うのですが、やっていなかったと。やっていた施設があったとすれば、それはどういう方法でやっていたのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

保健所で指導している内容については、自主検査ということですので、業者がつくった浅漬けを札幌市などの民間の検査機関に提出して、その検査結果をもって異常がないかどうかを確認していると。異常があれば保健所に報告をいただいて、保健所は中身について解析するというような流れになっております。

○中島委員

この細菌検査が私は大事だと思うのですが、これも自主検査の範囲だということですね。今回の調査項目は全体で44項目ということでしたけれども、そのうち法的に義務づけられて、実施しなければならないという項目はあるのですか。

○（保健所）生活衛生課長

浅漬けの製造施設の許可自体は食品衛生法に基づくものではなくて、道の条例に基づいている許可施設でございます。検査項目の44項目につきましては、道条例の施設基準等に基づいて検査項目を設けておりますけれども、実際には、許可した施設以外の場所でやっている、検査をしていない井戸水を使っているというような場合を除きまして、項目に違反しているからといって即法令違反という形にはならないと考えております。

○中島委員

その後、保健所は塩素消毒を実施するように各業者に指導したと聞いておりますけれども、業者の反応はどうだったのでしょうか。実施するための設備費用など、多額な負担になるのではないかと思うのですが、このあたりはどうなのでしょう。

○（保健所）生活衛生課長

保健所が把握している、塩素消毒を実施いたしました業者の反応ですけれども、大きく分けて二つございます。一つは、札幌で大きな事件があったので、自社もこれからは塩素消毒をやるという施設であります、そういった

施設は少数派でございます。ほかのほとんどの小さな企業については、これまでの製法を変えることによって顧客が離れていく、漬物のうまみを出すようなものが塩素消毒によって損なわれてしまう、においも残る、顧客が離れていく、塩素を使うぐらいであれば商売をやめるしかないといった否定的な意見がほとんどでございました。

また、塩素消毒をするときのコストでございますけれども、食品添加物として使用している次亜塩素酸ナトリウムで消毒するように指導しておりますが、こちらの価格自体はそれほど高くないのですけれども、使用したときに塩素濃度を測定する器具や、消毒するための専用の容器等が必要になってきますので、こちらのほうが負担になるかと思えます。また、コストの部分よりも、塩素消毒をする場合には、長時間一定に塩素濃度を保つ必要がございますので、こちらのほうが業者にとっては非常に負担がかかると、塩素自体が皮膚や呼吸器に刺激を与えるものですので、その取扱いについても非常に注意が必要で業者に負担があると考えております。

○中島委員

正直に言って、塩素で消毒した漬物というのもどうかという気持ちはないわけではありません。何といたっても今回の問題は、塩素消毒をしていなかったから起きた事件ではなくて、塩素消毒はしていたけれども、管理が不適切で起きた問題ですから、消毒をやりなさいというだけの指導でいいのか、正直に言って私は疑問です。

この岩井食品というところは、2008年に札幌市保健所の抜き取り調査で、細菌数が多いことが指摘されて指導を受けているのです。しかし今回、この指導が生かされなくて、結局こういう大変な事件が起きたわけですが、なぜこのように指導した結果、是正されなかったのかかわからないのですが、把握していますか。

○（保健所）生活衛生課長

札幌市保健所の指導内容について、札幌市保健所に直接問い合わせをいたしました。2008年の検査のときは、取去検査といいまして、立入検査をしたときにそこでつくられている商品が無償で保健所が検査するものですが、これをやったところ、一般細菌数という札幌市独自の基準に違反していたため、消毒の方法が不適切、不十分ということで、消毒方法について細かく指導を行いました。その後、改善報告書が提出され、自主検査をさせたところ、札幌市独自の基準値に適合していたということで、そのときの検査は翌2009年にやっているのですが、そのときは問題がなかったということで、札幌市保健所としては、この程度の検査でほかのところもやっているというような内容でございました。

○中島委員

こういう抜き取り検査というのは、小樽市保健所でもやっていると思うのですが、実際に小樽市では年間何件ぐらいこの抜き取り検査をやって、そのうち不適とされるような検体数は何件ぐらいあるのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

小樽市保健所の取去検査数については、毎年度つくっている食品衛生監視指導計画の中で、ある程度計画数をつくっております。平成23年度の実績で言いますと、取去検体数は384で、うち不適数は10件、内容でいきますと、基準は2種類ございまして、法律で厳しく決められている規格基準と、厚生労働省の通知で決められている衛生規範という二つの基準ですが、衛生規範はどちらかというと少し緩い基準というか、これに違反しているからといってすぐに法的な罰則等がある基準ではないのですけれども、規格基準に違反していたのが4件、内容はソフトクリームが多かったということです。衛生規範に違反していたのが5件、こちらはケーキと弁当で、それぞれ項目としては一般細菌や大腸菌が不適合でございました。もう一件の違反につきましては、食品添加物の基準値に違反しておりますので、こちらは規格基準違反でしたので、業者に市内に出回っている製品を回収するように指示しております。

○中島委員

そういうチェックをして異常が発見された場合には、しっかりと是正できるように指導するのが本当だと思うのですが、問題点が最終的にしっかりと改善されたという確認はされるのか、そういうことを起こした事業者については、継続的にその後チェックもされていくのか、そこら辺の程度はどのようなのですか。

○（保健所）生活衛生課長

検査で不適合や違反が確認された場合には、札幌市と同様に、保健所のほうで製造工程等の確認に行き、不備な点について改善指導を行います。内容については文書で指導いたします。業者が内容確認、改善した後に、保健所に改善報告書を出していただきまして、その後、自主検査をやっていただいて、基準に適合しているか確認していただきます。その後は、定期の検査等で内容について確認しているというようなことで、札幌市とほとんど同じ内容でやっております。

○中島委員

一応改善は確認されたということですね。しかし、またそういう問題が起きるところにこの厳しい問題があると思います。昨年、生レバーの食中毒事件があって、これも一大センセーショナルな事態で大変でしたけれども、今年は白菜の浅漬けと、毎年のように食品衛生分野におきましては、こういう死亡事故につながる大きな問題が起きているわけです。どうしてこういうことが続くのか、その背景の問題では、先ほどおっしゃったように、衛生規範においては、きちんとした取締規定、罰則規定を持った基準になっていないということが長らく放置されているわけです。注意はするけれども、やらなければならないという問題になっていないのです。例えば最低限細菌検査ぐらいは、食品衛生にかかわる分野できちんとやるべきではないかと私は思うのです。年間にやはり 1 回や 2 回なり、定期的にやるというのは必要だと思うのですが、そういうことをきちんと法律化しない限りは、同じ問題が起きると思うのです。せめて小樽市は、今回 6 か所の施設ですから、年間 6 回の検査をきちんとやるということに援助するなり、小樽市としてやりましょうということではできないのでしょうか。

○（保健所）生活衛生課長

浅漬けにつきましても、衛生規範の中で腸炎ビブリオと大腸菌の基準がございますので、これまで小樽市保健所では、食品添加物についてしかやってこなかったのですが、今回の事件がございましたので、浅漬けを製造している 6 施設の製品については、年末や夏季の検査の中で収去検査をして、内容について確認したいと考えております。

○中島委員

そういうことで、何とかそういう検査もできるように、市でできる範囲というのがあると思うのですが、努力していただきたいと思います。

今回、北海道から厚生労働省へこの問題に関して要請文を出していると聞きました。その内容を見ると、細菌検査と消毒については、一定の基準をきちんとつくってくれという内容が含まれておりまして、当然だと思います。私も、厚生労働省が全国展開で取引する業者をチェックする機能がないということは問題だと思うのです。聞いてみましたら、漬物業者の登録についても、北海道は義務づけていますけれども、他の都府県によってはそういうことをしていないところもたくさんあるということで、かなりアバウトな仕組みになっておりまして、どうやって全国調査をやるのだろうかという疑問に思っているのですけれども、そういう点ではきちんとした罰則規定も含めた安全性を確認する基準づくりが、今、本当に求められていると思います。

それだけでも、来年またどのような食中毒で命を落とす人が出るかわからないというのが実態ではないかと思えます。こういう点では、最後に保健所長の見解も聞いて、終わりたいと思います。

○保健所長

今回の浅漬けの食中毒問題ですけれども、やはり私どもが今まで経験した中でも未曾有の大変大規模な食中毒でございまして、改めて食品衛生についての新たな基準がつけられていくところの方向性はまことにものごとだと思っております。

保健所では、今まで市内の食品衛生について、業者に対しましては、当然でございまして、無菌操作ができるようにということで、例えば今回の浅漬けですと、流水によって物理的に菌をすべて排除するということが可能でございまして、それを大量にキログラム単位でやる場合には、いかに流水を使って物理的に菌を排除したとして

も、エラーが残るであろうということで、さらに重ねて塩素殺菌をやられていたということでございます。小樽市内の小規模の漬物業者でございますから、1枚1枚の白菜をきちんときれいに流水で物理的に滅菌を行ってこられたのであろうと、それで今までは塩素殺菌をやらなかったのだらうというふうに思うわけでございますが、それはそれとして、今後に向けては、国と道が今向かおうとしている、規範をきちんとつくっていま一度そういった食品衛生に取り組むということについては、大変喜ばしい動きだと思っております。

○中島委員

◎国民健康保険の資格証明書発行について

国民健康保険のことで、二、三だけ質問させていただきたいと思います。

補正予算のうち、国民健康保険事業特別会計で、平成23年度超過交付額返還金なのですけれども、2億5,000万円ほど計上されておりますが、療養給付費の負担金がほとんどを占めていると聞いております。このうち、療養給付費が幾らを占めていて、この返還金のうち何パーセントになるのか、最初にお答えください。

○（医療保険）国保年金課長

平成23年度の返還金についてでございますけれども、返還金の合計額は2億4,839万6,000円で、そのうち、療養給付費等負担金分が2億506万2,000円で約82.6パーセントを占めています。

○中島委員

約8割ということですが、これは見込んでいた医療費を使うことが少なかったという結果で、さまざまな理由はあると思いますが、受診抑制が進んでいるのではないかとということが大変心配されます。それで、現在は国保料の納入状況に応じて保険証を使える期間が限定された資格証明書や短期保険証が出されていますが、平成23年度、それぞれ何件発行されているのか、そして資格証明書を利用して受診した方が何人いるのかお答えください。

○（医療保険）保険収納課長

平成23年9月更新時の数字で答弁したいと思いますけれども、資格証明書が261世帯、3か月証が434世帯、6か月証が318世帯で、合計で1,013世帯です。23年度中に資格証明書で受診した世帯数は、これは把握できる範囲内ですけれども、28世帯であります。

○中島委員

28世帯ということで、一般の国保世帯からかわって、受診数が少ないということは、何回も繰り返し質問している中で明らかになっております。私たち共産党は、社会保障としての国保という点では、こういう受診抑制につながることから、受療権を保障する立場から、資格証明書というものはやめるべきだと何回も繰り返し言ってきましたが、国の法律として出さなければならないことになったために、このような事態が続いております。しかし、世間の運動により、子供に責任はないということで、子供たちには資格証ではなく保険証が渡るようになりまして、現在は年2回、6か月証が渡されることになっております。しかし、これは毎年つながって出すわけですから、本証を交付してもいいのではないかと、これまで委員会でも質問してまいりました。資格証明書発行をやめるという問題で、変更してほしいと思うのですが、この点については検討できないのでしょうか。

○（医療保険）保険収納課長

今、委員がおっしゃったとおり、今まで委員会でいろいろと話がありましたけれども、現状では6か月証が交付されている子供の保険証については、更新時期に、自動的に6か月証を出して、さらに6か月後に自動更新すると。要するに、実質的には1年の期間の保険証、いわゆる本証というものを、皆さんと同じようなものを交付するというになると、実質的にはそういうふうになっているという中で、滞納する世帯主との接触機会の確保という本来の目的を果たしているのだらうかと。そして、それについて検証してもなかなか結果がどうだったかというのが見えてこない。そういったことについて、今までいろいろと考えておりました。

このような中で、来年度から全庁的に、新しいコンピュータのシステムが導入されるに当たって、事務の効率化

など、そのような検討をして、また、道内他都市における子供に対する保険証の交付の状況についても、そういう情報を収集して検討した結果、今回の、平成24年9月更新から、18歳以下の子供に対しては、世帯主の滞納の有無にかかわらず1年の本証を交付するというにしましたところであります。

○中島委員

この答弁を聞きたくて質問させていただきました。検討した結果、18歳以下の子供には本証を交付することになりまして、一歩前進かと、合理的な理由による前進だと思います。この中身をさらに発展させるために、今後も質問で頑張りたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。